

平成 28 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況
(平成 29 年 11 月 9 日現在)

—目次—

・教育①（国立大学改革に対する補助金）	1
・教育②（子供の学習指導）	3
・社会保障（介護納付金）	5
・女性活躍（働く女性への支援）	7
・被災地の観光促進	10
・強い農業①（規模拡大）	11
・強い農業②（輸出振興）	13
・成長戦略の推進①（IoT 関連事業）	15
・成長戦略の推進②（ベンチャー支援）	19
・国際協力①（無償資金協力）	22
・国際協力②（二国間クレジット）	24
・フルコスト分析（旅券関連業務）	26
・自動車環境基準の審査	27
・基金に関する事業（地域低炭素出資事業基金）	28
・基金に関する事業（漁業経営セーフティネット構築等事業基金）	30
・PFI（実例に即して）	32
・住宅セーフティネット	36

平成 28 年「通告」対象事業

・ 警察車両の整備	38
・ 自治体クラウドの取組の加速化に向けた調査研究等	39
・ 受刑者就労支援体制等の充実	40
・ 収容施設の整備充実、官署施設の整備充実	41
・ 博士課程リーディングプログラム	42
・ データプラットフォーム拠点形成事業、データプラットフォーム拠点形成事業（防災分野） ～首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト～	44

平成 28 年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省の対応状況
(平成 29 年 11 月 9 日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	教育①（国立大学改革に対する補助金）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人に移行してから12年、国内外の研究環境、社会環境、経済環境の変化に対応した各国立大学自身の改革は、ここ数年始まってきているが、更なる改革が急務である。 ・国立大学の運営費交付金は減額されているというが、補助金等収入を含む全体の収入は、10年前から1割程度増加している。こうした中で、国費の投入にかかるPDCAサイクルをしっかりと回す必要がある。 ・国立大学に対する国からの支援事業が、研究・教育の質の向上に確実につながるよう、また、納税者である国民への十分な説明責任を果たせるよう、<u>研究・教育の両面において、成果指標の設定の在り方を抜本的に見直し、効果的・効率的な事業とすべきである。</u> ・<u>各国立大学の中で、ガバナンスやマネジメントの改革を進めるべきである。特に、国立大学改革強化推進事業で行っている人材マネジメント改革については、各国立大学における人事制度の刷新につなげるべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成29年11月9日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人に移行してから12年、国内外の研究環境、社会環境、経済環境の変化に対応した各国立大学自身の改革は、ここ数年始まってきているが、更なる改革が急務である。 ・国立大学の運営費交付金は減額されているというが、補助金等収入を含む全体の収入は、10年前から1割程度増加している。こうした中で、国費の投入にかかるPDCAサイクルをしっかりと回す必要がある。 ・国立大学に対する国からの支援事業が、研究・教育の質の向上に確実につながるよう、また、納税者である国民への十分な説明責任を果たせるよう、<u>研究・教育の両面において、成果指標の設定の在り方を抜本的に見直し、効果的・効率的な事業とすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の新規事業の公募や継続事業の執行（平成29年度予算成立以降）にあたり、文部科学省は各大学に対し、新規事業については公募時に、継続事業については平成28年度内に成果目標を確認した上で設定させ、毎年度成果目標の進捗を確認するなどにより、より効果的・効率的に事業を実施する。 ・国立大学改革強化推進事業における成果指標については、これまでの各大学の取組や成果を精査の上、平成29年度事業の実施にあたり、より適切な成果指標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学改革強化推進事業（総合支援型）については、平成29年度の継続事業の執行において、各大学に事業の最終的な成果目標を設定させ、毎年度進捗を確認するなどにより、より効果的・効率的に事業を実施することとした。 ・国立大学改革強化推進事業全体における成果目標（アウトカム）及び活動実績（アウトプット）の見直しを行い、適切な成果指標を設定（右記URL参照）した。 （平成30年度概算要求での改善状況） ・平成30年度要求事業においても、平成29年度の事業執行時における上記の改善点を引き続き実施するとともに、見直し後の事業全体の成果目標等の達成に向けて引き続き取り組む予定。 	<p>【平成29年度レビューシート】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1388857.htm</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>各国立大学の中で、ガバナンスやマネジメントの改革を進めるべきである。特に、国立大学改革強化推進事業で行っている人材マネジメント改革については、各国立大学における人事制度の刷新につなげるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学におけるガバナンス改革やマネジメント改革については、学長のリーダーシップ強化について定めた学校教育法等の改正や「国立大学経営力戦略」（平成27年6月16日文部科学省策定）を踏まえ、学長裁量経費の拡大や学長のリーダーシップに基づく学内資源の戦略的配分による教育研究組織の見直しなど、各大学に対し、改革に向けた取組の更なる加速を促 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国立大学の学長が参加する国立大学協会政策会議（平成28年12月8日開催）及び国立大学法人等監事協議会総会（平成28年12月12日開催）等において、文部科学省より行政事業レビューにおける指摘事項を共有するとともに、各大学に対し、ガバナンス改革やマネジメント改革の更なる加速を促したところ。 ・国立大学改革強化推進事業（特定支援型）の平成29年度新規採択事業から、全学的な人事給与システム改革に関する計画の 	

	<p>すとともに、先導的事例を各大学に広く周知し、国立大学全体の改革を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材マネジメント改革については、改革を更に加速するためにも、国立大学改革強化推進事業（特定支援型）の平成 29 年度新規採択事業から全学的な人事給与システム改革に関する計画の提出を条件化し、人材マネジメント改革に注力している大学を重点的に支援していく。 	<p>提出を条件化し、人材マネジメント改革に注力している大学を重点的に支援することにより、改革の加速を図ることとした。 （平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度要求事業においても、平成 29 年度の事業執行時における上記の改善点を引き続き実施し、各国立大学の人事給与システム改革を推進する。 	
--	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	教育②（子供の学習指導）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教員を補助するサポートスタッフを手当とする事業は、外国人児童生徒の増加など学校を取り巻く状況の変化や、教員に過度の負担が生じているなどの状況に応じて、学校の教育力を向上させること等を目的としており、<u>事業の評価を適切に行うため、それぞれの事業の成果目標を明確に設定すべきである。</u> ・理科教育等設備整備費補助等においては、<u>理科室で観察や実験を行う授業を週1回程度実施という現在の成果目標を見直し、事業の目的に沿った適切な成果目標を設定すべきである。</u> ・それぞれの事業の間の連携をしっかりと行い、できるだけ節約して重複を排除するとともに、事業間の資金配分については、学校の教育力の向上等の目的を達成するために、<u>最も効率的な形で行われるべきである。</u> ・事業の学校現場における実態把握が重要であり、<u>実態把握をしようとしてPDCAを回していくべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成29年11月9日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・教員を補助するサポートスタッフを手当とする事業は、外国人児童生徒の増加など学校を取り巻く状況の変化や、教員に過度の負担が生じているなどの状況に応じて、学校の教育力を向上させること等を目的としており、<u>事業の評価を適切に行うため、それぞれの事業の成果目標を明確に設定すべきである。</u> 	<p>指摘を踏まえ、各自治体がそれぞれの事業の評価を適切に行えるよう、それぞれの事業において、より適切な成果目標の設定について検討し、その結果を平成29年度事業から反映する。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>平成29年度事業開始までにより適切な成果目標の設定について検討し、その結果を反映する。</p>	<p>平成29年度の事業実施では、平成28年度秋のレビューにおける指摘等を踏まえ、事業の評価がより適切に行えるよう成果目標及び指標の改善を図っている。引き続き、本事業を実施する都道府県等が設定する教育目標を達成できるよう計画的な実施を促す。</p>	<p>平成29年度公表の行政事業レビューシート URL</p> <p>「学校を核とした地域力強化プラン」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/09/08/1388686_3.xlsx</p> <p>「補習等のための指導員等派遣事業」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/09/07/1388690_11.xlsx</p> <p>「帰国・外国人児童生徒等の教育の推進」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/09/15/1388705_6.xlsx</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・理科教育等設備整備費補助等においては、<u>理科室で観察や実験を行う授業を週1回程度実施という現在の成果目標を見直し、事業の目的に沿った適切な成果目標を設定すべきである。</u> 	<p>指摘を踏まえ、事業の目的に沿ったより適切な成果目標への見直しを行う。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>平成29年度事業開始までに適切な成果目標を設定する。</p>	<p>平成29年度の事業実施では、平成28年度秋のレビューにおける指摘等を踏まえ、事業実施に向け、事業の目的に沿った適切な成果目標を新たに設定し、取り組んでいる。引き続き、各自治体の取組状況を把握し事業の効果的な実施に努める。</p>	<p>平成29年度公表の行政事業レビューシート URL</p> <p>「理科教育等設備整備費補助等」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/09/12/1388784_3.xlsx</p>

<p>・<u>それぞれの事業の間の連携をしっかりと行い、できるだけ節約して重複を排除するとともに、事業間の資金配分については、学校の教育力の向上等の目的を達成するために、最も効率的な形で行われるべきである。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、各事業の連携を自治体に促すとともに、すでに連携を図っている優れた取組事例を周知するなど国においても連携を図り、地方自治体のニーズを踏まえながら、事業の効果的な実施に向けて取り組む。 (スケジュール) 平成 29 年度より、毎年行う都道府県向けの会議等において、連携を図っている優れた取組み事例を周知するなど、事業の効果的な実施に向けて取り組む。</p>	<p>平成 29 年度の事業実施では、平成 28 年度秋のレビューにおける指摘等を踏まえ、事業に取り組む自治体から提出される実績報告書や自治体へのヒアリングを通じて、実態把握に努めており、事業の効率的な実施を図っている。また、平成 29 年度より、毎年行う都道府県向けの会議等において、連携を図っている優れた取組事例を周知し、平成 30 年度以降も継続して取り組む。 なお、各事業間の連携促進により、3.5 億円程度の削減したところである（平成 29 年度予算に反映済）。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 上記に加えて、平成 30 年度以降は、各事業間において、人材名簿の共有を行うなどの連携をより図ることにより、効率的に学校の教育力向上が図れるよう周知するなど、事業の効果的な実施に向けて取り組む。</p>	
<p>・<u>事業の学校現場における実態把握が重要であり、実態把握をしたうえで PDCA を回していくべきである。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、成果目標の設定などを通じて学校や地域の教育活動における実態把握をし、その結果を踏まえて必要な対応を行うなど、PDCA サイクルの向上に取り組む。 (スケジュール) 平成 29 年度以降、各自治体の取組状況等を踏まえて、PDCA サイクルの向上に取り組む。</p>	<p>平成 29 年度の事業実施では、平成 28 年度秋のレビューにおける指摘等を踏まえ、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業の実施要領において、都道府県、市町村が地域の実情に応じた目標を設定したり、複数の自治体に対して個別ヒアリングを実施するなど、地域の実態把握を行っている。引き続き、本事業を実施する多くの都道府県等が設定する教育目標を達成できるよう計画的な実施を促すとともに、各自治体の取組状況を把握し事業の効果的な実施に努める。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	社会保障（介護納付金）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い社会保障給付費が増加する中で、社会保障制度の持続可能性を確保するためには、負担と給付の両面にわたる改革に取り組むことが必要である。<u>介護分野については、介護の保険者である市町村の機能の強化・利用者負担の見直し・給付の適正化を含む改革が必要である。</u> ・全ての国民に関係する社会保障分野の改革については、国民の理解を得るためにも、信頼できるデータ分析に基づく建設的な議論を行うことが必要である。医療分野においては、既にNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）を活用した分析が徐々に進みつつあり、<u>介護分野においてもデータの整備・分析を一層進めて、医療分野のデータとの連携を含め、データを有効活用した改革に取り組んでいくべきである。</u> ・介護納付金については、「<u>社会保障改革プログラム法</u>」や「<u>経済・財政再生計画 改革工程表</u>」において、総報酬割の導入に関する指摘がなされていることも踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成29年11月9日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い社会保障給付費が増加する中で、社会保障制度の持続可能性を確保するためには、負担と給付の両面にわたる改革に取り組むことが必要である。<u>介護分野については、介護の保険者である市町村の機能の強化・利用者負担の見直し・給付の適正化を含む改革が必要である。</u> 	<p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の強化等に向けた新しい制度的枠組みを平成30年4月から実施するための法案が平成29年通常国会で可決成立し、平成29年6月2日に公布された。 ・利用者負担の見直しを平成30年8月から実施するための法案が平成29年通常国会で可決成立し、平成29年6月2日に公布された。 ・高額介護サービス費制度の見直しを平成29年8月から実施した。（平成29年度予算に反映） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済・財政再生計画改革工程表2016改定版」（平成28年12月21日経済財政諮問会議）に左記の対応方針を記載。 ・高額介護サービス費制度の見直し（平成29年8月施行）を踏まえ、必要な介護給付費等負担金等を平成29年度予算に計上。（平成30年度概算要求での改善状況） ・平成30年度概算要求においても、保険者機能の強化に資する事業を要求するとともに、利用者負担や高額介護サービス費制度の見直しを踏まえた必要な介護給付費負担金等を計上。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての国民に関係する社会保障分野の改革については、国民の理解を得るためにも、信頼できるデータ分析に基づく建設的な議論を行うことが必要である。医療分野においては、既にNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）を活用した分析が徐々に進みつつあり、<u>介護分野においてもデータの整備・分析を一層進めて、医療分野のデータとの連携を含め、データを有効活用した改革に取り組んでいくべきである。</u> 	<p>指摘を踏まえ、介護分野におけるデータ利活用を促進する環境の整備を行うこととする。</p> <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NDB、介護保険総合データベース等の既存の公的データベースについて、他のデータベースと併せて解析可能とする「保健医療プラットフォーム」の平成32年度からの運用開始を目指し、平成29年度にNDBと介護保険総合データベース等の現状調査、各データを連携する際の課題の抽出と、解決策の手段を調査研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分野におけるデータの整備・分析については、平成25年度より、要介護認定データ（H21.4-）及び介護レセプトデータ（H24.4-）を格納した介護保険総合データベースを整備し運用している。 ・平成26年度より『地域包括ケア「見える化」システム』を通じて、介護レセプトデータ等のデータ分析を各保険者自らが行えるよう環境を整備している。 ・平成29年度にNDBと介護保険総合データベース等の現状調査、各データを連携する際の課題の抽出と、解決策の手段を調査研究する。（平成30年度概算要求での改善状況） ・介護保険総合データベース及び『地域包括ケア「見える化」システム』については、平成30年度介護報酬改定等の制度改革等に対応するために必要な機能改修等に係る経費を要求しており、引き続き介護分野におけるデータ利活用の環境整備を進めていく。 	<p>地域包括ケア「見える化」システム http://mieruka.mhlw.go.jp/</p>

<p>・介護納付金については、「<u>社会保障改革プログラム法</u>」や「<u>経済・財政再生計画 改革工程表</u>」において、<u>総報酬割の導入に関する指摘がなされていることも踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべきである。</u></p>	<p>(スケジュール) ・介護納付金の総報酬割を平成 29 年 8 月分から段階的に実施するための法案が平成 29 年通常国会で可決・成立し、平成 29 年 6 月 2 日に公布された。(平成 29 年度予算に反映)</p>	<p>・「<u>経済・財政再生計画改革工程表 2016 改定版</u>」(平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議)に左記の対応方針を記載。 ・介護納付金の総報酬割の導入(平成 29 年 8 月分から段階導入予定)を踏まえ、必要な介護納付金の国庫補助を平成 29 年度予算案に計上するとともに、介護納付金の総報酬割の導入に伴う負担増を踏まえ、一定の被用者保険者に対する財政支援に係る経費を平成 29 年度予算案に計上。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) ・引き続き、必要な介護納付金の国庫補助及び総報酬割導入に伴う負担増を踏まえた被用者保険者に対する財政支援に係る経費を計上。</p>	
--	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省、厚生労働省、農林水産省		
テーマ等	女性活躍（働く女性への支援）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職・復職をより促進するためには、働く女性の希望に叶うような、仕事と家庭の両立ができる求人を増加させることに重点的に取り組む必要がある。 ・マザーズハローワークについては、<u>企業への適切な情報提供、柔軟な働き方に関する企業の意識改革等</u>に取り組み、仕事と家庭の両立ができる求人数を増やしていくべきである。求職者に対しては、より求人情報を探しやすくするため「女性の活躍見える化サイト」との連動や情報の一覧性向上を図り、効果的なマッチングに繋げていくべきである。また、<u>拠点数を効率的に配置するなど、効果的・効率的な事業とすべきである。</u> ・女性医師・獣医師などの復職支援について、<u>支援メニューが目的に照らして効果的・効率的なものか検討し、具体的な成果が向上するよう、より有効な施策に重点化すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職・復職をより促進するためには、働く女性の希望に叶うような、仕事と家庭の両立ができる求人を増加させることに重点的に取り組む必要がある。 ・マザーズハローワークについては、<u>企業への適切な情報提供、柔軟な働き方に関する企業の意識改革等</u>に取り組み、仕事と家庭の両立ができる求人数を増やしていくべきである。 	<p>【厚生労働省】 仕事と子育てが両立しやすい求人について、雇用形態や勤務時間等、利用者の希望条件に合致するものを確保するため、企業への働き方改善の助言・指導を行いながら、仕事と子育てが両立しやすい求人を開拓する求人者支援員を、すべてのマザーズハローワークに新規配置し、当該求人の積極的な確保に取り組む。</p> <p>（スケジュール） 平成 29 年度予算に反映。</p>	<p>【厚生労働省】 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓等を行う求人者支援員をすべてのマザーズハローワークに新規配置するための予算を、29 年度予算において措置。（平成 30 年度概算要求での改善状況） 一部のマザーズコーナー（10 箇所）にも求人者支援員を配置するための概算要求を実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・求職者に対しては、より求人情報を探しやすくするため「女性の活躍見える化サイト」との連動や情報の一覧性向上を図り、効果的なマッチングに繋げていくべきである。 	<p>【厚生労働省】 現在は別々に提供されている「くるみん認定」等の各種認定情報や個別分野毎の職場情報について、総合的に提供するためのウェブサイト（総合的職場情報提供サイト（仮称））を構築し、検索、企業間の比較を容易にすることで、マッチング機能の向上につなげていく。</p> <p>（スケジュール） 平成 29 年度予算に反映（平成 30 年度本格運用開始予定）。</p>	<p>【厚生労働省】 総合的職場情報提供サイト（仮称）の構築に必要な予算を、29 年度予算において措置。 （平成 30 年度概算要求での改善状況） 平成 30 年度に総合的職場情報提供サイト（仮称）の本格運用を開始するための概算要求を実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、<u>拠点数を効率的に配置するなど、効果的・効率的な事業とすべきである。</u> 	<p>【厚生労働省】 子育て中の求職者等の需要が大きい大都市圏を中心に、マザーズコーナーを計画的に設置する。</p> <p>（スケジュール） 平成 29 年度予算に反映。</p>	<p>【厚生労働省】 大都市圏を中心に、マザーズコーナーを 5 箇所新規設置するための予算を、29 年度予算において措置。 （平成 30 年度概算要求での改善状況） 引き続き、マザーズコーナーを 5 箇所新規設置するための概算要求を実施。</p>	

<p>・女性医師・獣医師などの復職支援について、支援メニューが目的に照らして効果的・効率的なものか検討し、具体的な成果が向上するよう、より有効な施策に重点化すべきである。</p>	<p>【厚生労働省】 女性医師支援センター事業については、厚生労働省において女性医師も含めた医師の働き方・勤務環境等の現状についての調査を行っており、また、本事業の実施団体である日本医師会において、求職者等どのような事業が効果的であったか等のアンケートを実施予定である。これらも踏まえ、今後の事業内容の重点化、効率化について検討する。</p> <p>(スケジュール) 上記調査等は28年度中に終了する予定であるため、調査結果を速やかに集計し、検討を進め、29年度中を目途に検討結果を出す予定である。</p> <p>歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業については、新規予算要求の事業であることから、俎上に載った他事業の成果目標の設定等を参考に、今後の事業実施状況を踏まえ、成果目標について検討する。</p> <p>(スケジュール) 平成29年度行政事業レビューにおいて成果目標を見直し、事業実施状況を踏まえ、平成30年度行政事業レビューの成果目標については、更に検討を進める。</p>	<p>【厚生労働省】 女性医師支援センター事業については、事業内容の重点化・効率化の検討を行い、従来兼業であったコーディネーターの専従化やアドバイザーの配置、女性医師バンクの認知度の向上のための広報の充実、都道府県医師会との連携強化など実施体制の見直しを行った。</p> <p>その結果、平成28年度下半期の就業成立件数は、同上半期比295%（19件→56件）となった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">就業成立件数</p> <p style="text-align: center;">平成26年度:28件</p> <p style="text-align: center;">平成27年度:47件</p> <p style="text-align: center;">平成28年度:75件</p> </div> <p>(平成30年度概算要求での改善状況) 就業斡旋の実施体制を効率化することにより、対前年度86%（24百万円減）の概算要求を実施。</p> <p>歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業については、ハローワーク等では対応が難しく、国として緊急的に取り組まなければならない、技術修練部門の整備及び運営、復職支援等共通プログラム策定等に限定して、平成29年度予算において措置。</p> <p>(平成30年度概算要求での改善状況) 歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業については、成果目標をより達成できるよう見直した上で、概算要求を実施。</p>
---	--	---

	<p>【農林水産省】 女性獣医師の産業動物分野への就業支援や復職支援が効果的・効率的なものとなっているか検証を行い、それを踏まえ、平成 29 年度事業から、女性獣医師の産業動物分野への就業支援や復職支援に関する成果目標を設定するとともに、支援メニューについて必要な見直しを行う。 (スケジュール) 支援メニューについては、平成 29 年度予算の執行においても随時見直しを行い効率的な執行に努めるとともに、平成 28 年度の事業効果等の検証を踏まえ、必要な見直しを行い、平成 30 年度予算要求に反映する。 平成 29 年 3 月末までに成果目標を検討し、設定する。</p> <p>【文部科学省】 政府全体の方針（女性活躍推進法や第 5 期科学技術基本計画等）に基づき、女性研究者の活躍促進に向けて、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」について、引き続き、研究と出産・育児等の両立などに取り組む研究機関を支援する。 また、御指摘を踏まえ、女性研究者の復職支援に関連して、具体的な成果が向上するよう、平成 29 年度の新規公募において、研究機関の実情に即して支援メニューの例示内容の検討・具体化を図る。 (スケジュール) 平成 29 年度予算において、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に係る平成 29 年度の新規公募に必要な予算を計上し、公募要領の検討を行った上で、新規公募を開始予定。</p>	<p>【農林水産省】 女性獣医師の産業動物分野への就業支援や復職支援が効果的・効率的なものとなっているか検証を行った結果を踏まえ、就業支援・復職支援の成果目標の設定を行った。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 支援メニューについては、女性医師等の就業支援のための教材の共有等に努めるなど、必要な見直しを行った。</p> <p>【文部科学省】 「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に係る平成 29 年度の新規公募に必要な予算を、平成 29 年度予算において措置。 事業目的に沿った具体的成果に導くため、平成 29 年度公募要領の記載を見直し、研究機関への支援メニューの例示内容を具体化。これら見直しを含む公募要領で、9 件の研究機関を選定。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 引き続き、これまで採択した研究機関への支援を継続するとともに、具体的な成果が向上する観点も含め、それぞれの大学等の実情に応じた、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力向上等に係る全学的な取組を柔軟に支援することにより、人材育成・人事システムの改革と連動した復職支援を含めた女性研究者等の具体的なキャリアパスの構築を促進するための概算要求を実施。</p>
--	---	---

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	復興庁		
テーマ等	被災地の観光促進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災地の観光促進」という政策は重要であり、効果的に進めていく必要がある。 ・観光庁及び日本政府観光局（JNTO）においては、<u>被災地の観光に係る現状をしっかりと把握・分析・評価し、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より効果的に事業を実施していく必要がある。</u> ・また、<u>被災地の復興に係る定量的な目標について、より具体的なものとするよう改善すべきである。</u> ・さらに、<u>観光資源が何よりも重要であることから、個々の地域が自ら観光資源を作ることによって地域の魅力を再発見するプロセスとなるよう、地域住民との連携・協働に努めるべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「被災地の観光促進」という政策は重要であり、効果的に進めていく必要がある。 ・観光庁及び日本政府観光局（JNTO）においては、<u>被災地の観光に係る現状をしっかりと把握・分析・評価し、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より効果的に事業を実施していく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北の各地域が実施する事業に関して、観光庁が有する統計のみならず、他省庁や民間企業などの既存の統計データも活用して現状分析・評価を行い、各地域が実施する取組に対して適切な助言等を行えるようにする（平成 29 年 3 月）。 ○外国人有識者等からなるアドバイザー・ボード等の活用により、JNTO の事業実施体制を強化し、外国人の視点を踏まえた効果的な実施に努めていく。（平成 29 年 3 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北の各地域が実施する事業に関して、観光庁が有する統計のみならず、他省庁や民間企業などの既存の統計データも活用して現状分析・評価を行い、各地域が実施する取組に対して適切な助言等を行なっている。 ○JNTO による東北観光復興プロモーションに関しては、平成 29 年度より、外国人有識者等からなるアドバイザー・ボード等の活用により、外国人の視点を踏まえた効果的な実施をしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、<u>被災地の復興に係る定量的な目標について、より具体的なものとするよう改善すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北観光復興対策交付金により実施される個別事業のアウトカムについて、満足度など主観性の高い指標を、例えば、訪問者数、利用者数・利用件数など、より客観性の高い定量的な目標に改善することをはじめ、既に交付決定した事業も含めて KPI の見直しを行う（平成 29 年 1 月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北観光復興対策交付金により実施される個別事業のアウトカムについて、平成 29 年 1 月より、満足度など主観性の高い指標を、例えば、訪問者数、利用者数・利用件数など、より客観性の高い定量的な目標に改善している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・さらに、<u>観光資源が何よりも重要であることから、個々の地域が自ら観光資源を作ることによって地域の魅力を再発見するプロセスとなるよう、地域住民との連携・協働に努めるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北観光復興対策交付金においては、東北ならではの地域資源を活用し、訪日外国人に訴求する滞在プログラムの充実を図る事業や地域の関係者間の連携を促進し、取組体制の構築を図る事業を優先的に採択する（平成 29 年 3 月）。 ○JNTO の実施する事業においても、東北各県や東北観光推進機構等の関係団体が実施する事業と相互に連携を図る。（平成 29 年 4 月以降） 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北観光復興対策交付金においては、平成 29 年 3 月より、東北ならではの地域資源を活用し、訪日外国人に訴求する滞在プログラムの充実を図る事業や地域の関係者間の連携を促進し、取組体制の構築を図る事業を優先的に採択している。 ○JNTO が実施する事業については、平成 29 年度より、東北各県や東北観光推進機構等の関係団体が実施する事業と相互に連携を図っている。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	強い農業①（規模拡大）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 35 年度の農地の集積・集約目標（担い手へ全農地面積の 8 割を集約する）の達成のためには、<u>各地域、各農産物の特徴等に配慮しつつ、各事業の中間的な数値目標を設定して、進捗状況を常に踏まえながら、着実に進めていくべきである。</u> ・<u>各事業の重複を避け、効率的な事業とすることが必要であり、関係者間の役割分担を踏まえて、効果的な連携の仕組みづくりを急ぐべきである。</u> ・<u>農地中間管理機構が、農地中間管理権を取得する際に、貸付希望者に対して、借受希望者の特定を条件として求めないことを徹底すべきである。</u> ・<u>機構集積協力金の申請等の時期については、営業スケジュールに配慮すべきである。</u> ・<u>農地の集積・集約の事業については、生産コストの削減に直結する農地の集約化が最終目的であるとの視点を持って進めるべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 35 年度の農地の集積・集約目標（担い手へ全農地面積の 8 割を集約する）の達成のためには、<u>各地域、各農産物の特徴等に配慮しつつ、各事業の中間的な数値目標を設定して、進捗状況を常に踏まえながら、着実に進めていくべきである。</u> 	<p>指摘を踏まえ、中間的な数値目標の設定について検討する。</p> <p>（スケジュール） 平成 29 年 5 月目途の機構の平成 28 年度実績の公表時までに結論を得る。</p>	<p>都道府県別の年間集積目標面積の 5 ヶ年分を中間年度（平成 30 年度）における中間的な数値目標として設定し、平成 29 年 9 月に農林水産省ホームページ上に公表。</p>	<p>【都道府県別の担い手への農地集積に係る中間目標】 http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-91.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>各事業の重複を避け、効率的な事業とすることが必要であり、関係者間の役割分担を踏まえて、効果的な連携の仕組みづくりを急ぐべきである。</u> 	<p>各農地中間管理機構が策定する「活動方針」において、機構を中心とした関係機関・団体の役割分担の明記を徹底する。</p> <p>（スケジュール） 平成 28 年 12 月に指導通知を发出し、対応状況について平成 29 年 5 月目途に公表する機構の平成 28 年度実績の中で取りまとめて公表する。</p>	<p>平成 28 年 12 月に、各農地中間管理機構に対し、「活動方針」において、機構を中心とした関係機関・団体の役割分担の明記を徹底するよう、指導通知を发出した。</p> <p>また、各都道府県の対応状況については、平成 29 年 5 月に公表した平成 28 年度機構実績の中で公表した。30 道府県で「活動方針」において関係機関・団体の役割分担を明記している。</p>	<p>【農地中間管理機構の実績等に関する資料】 http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-84.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>農地中間管理機構が、農地中間管理権を取得する際に、貸付希望者に対して、借受希望者の特定を条件として求めないことを徹底すべきである。</u> 	<p>各農地中間管理機構に対し、機構が農地を借り入れる際、貸付希望者に対し借受希望者の特定を求めないよう、指導通知を发出する。また、各機構を対象とした研修会等で周知を徹底する。</p> <p>（スケジュール） 平成 28 年 12 月に指導通知を发出し、平成 29 年 1 月以降研修会等で周知し、運用状況のフォローアップを行う。</p>	<p>平成 28 年 12 月に、各農地中間管理機構に対し、機構が農地を借り入れる際、貸付希望者に対し借受希望者の特定を求めないよう、指導通知を发出した。</p> <p>また、平成 29 年 1 月以降に行った研修会等で周知し、7 月から 8 月にかけて行った都道府県ヒアリングにて運用状況のフォローアップを実施した結果、全都道府県で貸付希望者に対して、借受希望者の特定を条件として求めないことを確認した。</p>	

<p>・ <u>機構集積協力金の申請等の時期については、営農スケジュールに配慮すべきである。</u></p>	<p>全都道府県の機構集積協力金の運用実態調査に基づき、農地中間管理事業及び機構集積協力金の事務手続に関する必要な改善点を平成 29 年度の事業執行に向けた説明会等で周知する。</p> <p>(スケジュール) 運用実態調査は、平成 28 年 11 月に行い、12 月にその結果を取りまとめる。改善点は、12 月に通知し、平成 29 年 1 月頃説明会等で周知し、改善状況のフォローアップを行う。</p>	<p>平成 28 年 11 月に、全都道府県に対して、機構集積協力金の運用実態を調査し、12 月にその結果を取りまとめた。また、12 月、それを踏まえた改善点を通知した。</p> <p>また、平成 29 年 1 月に説明会を開催し改善点を周知した。7 月から 8 月にかけて行った都道府県ヒアリングにて改善状況のフォローアップを実施した結果、全都道府県で機構集積協力金の申請などの時期について、営農スケジュールに配慮し、受付期間の延長や複数回にするなど改善が図られていることを確認した。</p>	
<p>・ <u>農地の集積・集約の事業については、生産コストの削減に直結する農地の集約化が最終目的であるとの視点を持って進めるべきである。</u></p>	<p>各県・農地中間管理機構に対し集約化への意識付けを図るため、</p> <p>①農地中間管理事業の優良事例集において「集約化」の取組事例を盛り込み、横展開を図る。</p> <p>②農地中間管理機構と各県担い手組織等との集約化等に資する連携協定の締結を推進する。</p> <p>(スケジュール) 平成 29 年夏頃に優良事例集を取りまとめるとともに、協定の締結状況を把握する。</p>	<p>優良事例集において集約化の取組事例を盛り込み、平成 29 年 6 月に公表し横展開を図った。また、各県の農地中間管理機構に対して担い手組織等との集約化等に資する連携協定の締結を推進した。協定の締結状況については、各都道府県の状況を取りまとめ、平成 29 年 5 月に公表した平成 28 年度機構実績の中で公表した。18 県で連携協定を締結している。</p>	<p>①【農地中間管理事業の優良事例集】 http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-89.pdf</p> <p>②【農地中間管理機構の実績等に関する資料】 http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-84.pdf</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	強い農業②（輸出振興）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済及び日本経済全体の活性化を図るために、農林水産物や食品の輸出を振興することは有意義である。 ・6つの対象事業については、事業毎に適切な成果目標・成果指標（アウトカム）を設定し、各事業の効果を見ながら事業の改善・合理化を行うべきである。 ・食品安全管理規格（HACCP）については、輸出の拡大にとって重要であるため、<u>世界市場動向及び国内現場の具体的な状況を分析し、義務化を前提にして戦略的なロードマップの整備を検討すべきである。</u> ・世界市場並びに国内の事情も踏まえ、産業構造のバランスを考えながら、農産物、林産物、水産物、加工食品等、個別の具体的なかつ効果的な目標の下で、施設整備、安全管理規格整備、各種の障害の排除などを推進していくべきである。また、輸出体制が一定程度確立した段階において、国の関与を終了させることも視野に入れておくべきである。事務手続等の簡素化について引き続き努力すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成29年11月9日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済及び日本経済全体の活性化を図るために、農林水産物や食品の輸出を振興することは有意義である。 ・<u>6つの対象事業については、事業毎に適切な成果目標・成果指標（アウトカム）を設定し、各事業の効果を見ながら事業の改善・合理化を行うべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業毎に適切な成果目標・成果指標（アウトカム）となるように修正を行うとともに、適切なフォローアップを行い、随時事業の改善・合理化を図る。 <p style="text-align: center;">（スケジュール）</p> <p>平成29年度行政事業レビューに反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の負担に配慮しつつ、成果目標・成果指標（アウトカム）の見直しを行うこととした。 <p style="text-align: center;">（平成30年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産農林水産物・食品の輸出を更に加速化するため、戦略的マーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等に対する商談マッチング、新たな販路開拓支援などの関連する事業を一体的に実施できるよう、事業の改善・合理化のため事業の統廃合を行った。 ・継続して実施する事業のうち、強い農業づくり交付金については、輸出に関する適切な成果目標・成果指標（アウトカム）として、「平成31年までに青果物・茶の輸出額を400億円に増大」「平成31年までに畜産物の輸出額を463億円に増大」を設定するなど見直しを行った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全管理規格（HACCP）については、輸出の拡大にとって重要であるため、<u>世界市場動向及び国内現場の具体的な状況を分析し、義務化を前提にして戦略的なロードマップの整備を検討すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」がとりまとめた HACCP 義務化の方向性に沿って義務化を進めることを前提とし、中小零細の食品事業者が義務化に対応できるよう、事業の支援内容・実施スケジュールを見直してロードマップを作成する。また、ロードマップについては、今後検討される詳細な制度設計に合わせて随時見直しを行う。 <p style="text-align: center;">（スケジュール）</p> <p>平成29年度の事業の開始までに、ロードマップを作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省において開催された「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」が、HACCPの制度化の枠組みを含む最終とりまとめを公表した。（平成28年12月26日）。 ・これを踏まえ「HACCPの制度化を見据えた普及のロードマップ（第1版）」を作成し、公表した。（平成29年3月31日） <p style="text-align: center;">（平成30年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップに基づき、HACCPの制度化を前提として、食品事業者が制度化に対応できるよう、衛生管理計画作成のための人材育成や食品・業態に即した手引書の作成支援等について、予算要求を行った。 	<p>「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」最終とりまとめ</p> <p>http://mobile.mhlw.go.jp/stf/hoodou/0000146747.html</p> <p>「HACCPの制度化を見据えた普及</p>

			<p>のロードマップ (第1版)」 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/kensyu/attach/pdf/kensyu-9.pdf</p>
<p>・世界市場並びに国内の事情も踏まえ、産業構造のバランスを考えながら、<u>農産物、林産物、水産物、加工食品等、個別の具体的かつ効果的な目標の下で、施設整備、安全管理規格整備、各種の障害の排除などを推進していくべきである。</u>また、輸出体制が一定程度確立した段階において、国の関与を終了させることも視野に入れておくべきである。事務手続等の簡素化について引き続き努力すべきである。</p>	<p>・平成 28 年 5 月に取りまとめられた、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出環境の整備を行っていく。 また、同年 11 月に決定された、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、農林水産物・食品の輸出拡大に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備を進める。</p> <p>(スケジュール) 「農林水産業の輸出力強化戦略」工程表に基づき、着実に戦略を実行に移し、輸出戦略実行委員会で毎年実行状況等を確認する。 「輸出インフラ整備プログラム」に基づき、当面 41 箇所の施設整備を行うと共に、毎年度見直しを行う。</p> <p>・事業毎の成果目標等に基づき、毎年度、事業の効果検証を行い、それを踏まえて事業内容の見直しを適切に行う。 また、事業実施要領等において、可能な範囲で事務手続きの簡素化に向けた見直しを行う。</p> <p>(スケジュール) 平成 29 年度の事業開始までに事業内容の検証・見直し、事務手続きの簡素化を行う。</p>	<p>・平成 28 年 11 月 29 日に開催された「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定した「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づき、当面整備すべき 41 施設については、28 年度内に取組に着手するとともに、ソフト面の取組として、平成 29 年 4 月に日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) を設立した。</p> <p>・「農林水産業の輸出力強化戦略」の実行状況等については、平成 29 年度内に、輸出戦略実行委員会において、確認する予定としている。</p> <p>・「輸出インフラ整備プログラム」については、前述のとおり、当面整備すべき 41 施設については、28 年度内に取組に着手するとともに、ソフト面の取組として、平成 29 年 4 月に日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) を設立したところであり、進捗を確認しながら必要に応じて実施内容の見直しを行い、引き続き、ハード・ソフト両面の整備を進めていく。</p> <p>(平成 30 年度概算要求での改善状況) ・「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、海外需要の創出に向けた取組に加え、海外における既存添加物の使用許可の拡大や農薬のインポートトレランス申請等の輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進するための予算要求を行った。</p> <p>・輸出総合サポートプロジェクト事業については、平成 29 年度にマーケティング拠点の設置にあたり、これまで設置してきた都市の一部においては、設置しないこととするなど、国の関与を縮小していく観点から見直しをし、平成 30 年度予算要求から削減を行った。</p> <p>(平成 30 年度概算要求での改善状況) ・「海外需要創出等支援対策事業」のうち、輸出総合サポートプロジェクト事業については、「戦略的輸出拡大サポート事業」として組み替え・大括り化するなど、事業の見直しを行い、事業の改善・合理化のため事業の統廃合を行った。</p>	<p>「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kyoku_senryaku/h28_senryaku.html</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省、経済産業省		
テーマ等	成長戦略の推進①（IoT関連事業）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ IoTを推進していくためには、民間によるチャレンジやイノベーションが重要であり、国は、そのための規制改革に取り組むことが必要である。 ・ IoTに関するルール作りに当たっては、目的を明確にして、民間を含むステークホルダーと共に取り組むべきである。 ・ 民間のイノベーションやイニシアティブを促進するため、<u>官民の役割分担の観点から、国は、人材育成を含む環境整備に取り組み、全体として効果的・効率的な事業とすべきである。</u> ・ これらの事業については、<u>重複を排除するとともに、縦割りの弊害が生じないよう政府全体の司令塔の下で連携して、効果的・効率的に取り組むべきである。</u> ・ IoTの推進に当たっては、<u>個人情報</u>の取扱いやセキュリティに十分配慮すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ IoTを推進していくためには、民間によるチャレンジやイノベーションが重要であり、国は、そのための規制改革に取り組むことが必要である。 ・ IoTに関するルール作りに当たっては、<u>目的を明確にして、民間を含むステークホルダーと共に取り組むべきである。</u> 	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘事項を踏まえ、今後、IoTの推進に当たっては、以下の取組を反映する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IoTサービス創出支援事業を通じて、民間企業等のIoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する参照モデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの明確化等を行う。 ➢ 平成 27 年 10 月には総務省と経産省の共同呼びかけのもと、企業・業種を越えて産学官でIoT利活用を促進するため、「IoT推進コンソーシアム」を設立。データ利活用を促進するために必要となるルールの検討・策定に当たっては、このような枠組みを活用し、ステークホルダーと調整を図っていく。 <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IoTに関する規制見直しやルール整備等の事業環境整備に当たっては、実証テーマ・課題の設定段階から、広く民間ニーズの把握を行うとともに、IoT推進ラボの支援委員の評価等も受けながら事業を進めていく。 	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定し、IoTサービス創出支援事業の平成 29 年度予算執行に当たっては、同対応方針を踏まえて、取組を進める。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) ・ IoTサービス創出支援事業について、「IoT推進コンソーシアム 身近なIoTプロジェクト」の産学の有識者の助言等を受け、参照モデルの構築や必要なルールの明確化に向けて、引き続き適切な事業実施に取り組んでいく。 <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IoT推進ラボの担当支援委員に対して、実証テーマ毎に実施状況等の説明を実施。支援委員の評価・コメント等を踏まえ、平成 29 年度の実証事業に取り組んでいく。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) ・ IoTを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けて、平成 30 年度概算要求においても、我が国の強みを生かして社会課題 	

		<p>等の解決につながる分野に絞って要求しており、要求段階から実証テーマ・課題の設定を行っている。また、実証テーマの設定にあたっては、民間を含むステークホルダーを広く巻き込むことができるテーマを選定している。こうした分野における実証を通して、規制等の見直しやデータ連携のルール整備等の事業環境の整備を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と同様に、IoT推進ラボの担当支援委員に対して、実証テーマ毎に実施状況等の説明を実施する予定。支援委員の評価・コメント等を踏まえ、平成30年度の実証事業に取り組んでいく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・民間のイノベーションやイニシアティブを促進するため、<u>官民の役割分担の観点から、国は、人材育成を含む環境整備に取り組み、全体として効果的・効率的な事業とすべきである。</u> 	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のIoTサービスの促進に当たっては、データ流通を支える新たな通信ネットワークの基盤整備が必要であり、これを運用・管理する人材育成が重要。 <p>総務省としては、ネットワークの構築や制御を柔軟に可能とする技術を実装した人材育成環境を整備し、IoT時代に求められる人材の量的・質的拡充を強力に図っていく。</p> <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、IoT等の新たな技術に対応した規制システムの見直しや、各企業が協調すべき最低限のルール策定（統一的なデータ様式等）などの環境整備の検討に必要な実証事業に特化して取り組む。また、実証テーマ毎に担当のIoT推進ラボの支援委員を決め、当該委員の評価を事業に反映するなど、効果的・効果的な事業となるよう取組を進めていく。 	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定し、平成29年度予算によりIoTネットワーク運用人材育成事業を実施し、同対応方針を踏まえて、取組を進める。 ・この取組を進めるに当たっては、有識者による専門的な検討体制を整備し、その提言も踏まえて、国が実施すべき人材育成環境の整備を行うこととしている。 <p>（平成30年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者による専門的な検討結果を踏まえ、平成30年度概算要求に当たって、全体として効果的・効率的な事業となるよう検討を行った。 <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT推進ラボの担当支援委員に対して、実証テーマ毎に実施状況等の説明を実施。支援委員の評価・コメント等を踏まえ、平成29年度の実証事業に取り組んでいく。 <p>（平成30年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTを活用した新たなビジネスモデルを創出するためには、企業・分野を超えてデータが連携していく必要があり、国の主導の下で、一定の協調領域とデータ連携のルール等を定めていくことが重要である。こうした取組を効果的・効率的に進めていくために、これまでと同様、本事業では、データ連携のルール整備等や規制等の見直しの事業環境整備を図っていくこととしている。また、一部事業については補助金化し、民間負担を求めることで効果的な事業となるよう見直しを行い、概算要求に反映させた。 	

<p>・これらの事業については、<u>重複を排除するとともに、縦割りの弊害が生じないように政府全体の司令塔の下で連携して、効果的・効率的に取り組むべきである。</u></p>	<p>【総務省】 ・政府全体の司令塔である内閣官房の下で、総務省、経済産業省、その他関係省庁と連携し、効果的・効率的に取り組んでいく。</p> <p>【経産省】 ・IoT推進コンソーシアム、IoT推進ラボ等を通じて、両省の実証テーマやその内容の共有を図るとともに、実証成果について、他の実証で活用できるものは取り入れるなど、効果的・効率的な事業となるよう取組を進めていく。また、政府全体の司令塔である内閣官房の下で、関係省庁とも連携しながら取組を進めていく。</p>	<p>【総務省】 ・左記の対応方針を決定し、政府全体の司令塔について、内閣官房と対応方針などを共有した。</p> <p>【経産省】 ・IoT推進ラボの会員（関係省庁、自治体、企業等）に対して、両省の実証テーマ、概要を配信・共有するなどの取組を継続的に実施。 ・平成29年度概算要求における経済産業省内の類似事業について、効率化を図る観点から本事業に統合・一本化し、平成29年度予算に反映することとした。 ・政府全体の司令塔について、内閣官房と対応方針などを共有した。</p> <p>（平成30年度概算要求での改善状況） ・IoTサービス創出支援事業で採択された分野との重複を排除するために、当該事業で採択された分野については、平成30年度概算要求における新規事業として要求を行わないようにしている。引き続き、政府全体の司令塔である内閣官房の下で、関係省庁とも連携しながら取組を進めていく。</p> <p>【総務省・経産省】 （平成30年度概算要求での改善状況） ・官民データ活用推進基本法等も踏まえ、総務省・経済産業省共同で、IT本部等と連携しつつIoT関連の様々な政策を推進していくための連携チームを本年3月に発足させ、平成30年度概算要求の方針を共有する等、両省の取組がより効果的・効率的なものとなるよう連携を行っている。</p>	<p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000219.html</p> <p>http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170328009/20170328009.html</p>
<p>・IoTの推進に当たっては、<u>個人情報の取扱いやセキュリティに十分配慮すべきである。</u></p>	<p>【総務省】 ・指摘のとおり、IoTの推進に当たっては、個人情報の保護やセキュリティに十分配慮することが重要。 > IoTおもてなしクラウド事業やIoTサービス創出支援事業において、個人情報の取扱いを含め、IoTサービスにおけるデータ利活用の促進等に関するルールの明確化等</p>	<p>【総務省】 ・左記の対応方針を決定し、以下の取組を進める。 > IoTおもてなしクラウド事業及びIoTサービス創出支援事業の平成29年度予算執行に当たっては、同対応方針を踏まえて、取組を進める。 > IoT時代における我が国のセキュリティ対策に係る平成28年度第2次補正予算の執行に当たっては、同対応方針を踏まえて、取組を進める。</p>	

	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤産学官連携の「IoT推進コンソーシアム」において、引き続き、経済産業省とも連携して検討を進めていく。 ➤IoT時代における我が国のセキュリティ対策として、セキュアなゲートウェイやIoT機器の脆弱性等に関する注意喚起等の実証事業を実施する。 <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT社会の進展に伴い、個人情報の取扱いやセキュリティの重要性が高まっていることに鑑み、実証内容にセキュリティ等の内容を盛り込んでいる他、両省協力の下、IoT推進コンソーシアムにIoTセキュリティWG、データ流通促進WGを設置し、IoTセキュリティガイドラインの策定等を行っているところ。分野横断的な課題への検討・対応を行っていく。 	<p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTおもてなしクラウド事業は予定どおり平成29年度で終了。 ・引き続きIoTサービス創出支援事業において、個人情報の取扱い等を含め、IoTサービスにおけるデータ利活用の促進等に関するルールの明確化等を行う。 ・IoT時代における我が国のセキュリティ対策について、IoT機器の脆弱性対策（IoTセキュリティ総合対策の推進）など、引き続き適切な取組を進めていく。 <p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT推進コンソーシアムの枠組みを活用しつつ、例えば、カメラ画像に関する利活用に関するガイドブックの策定等の取組を進めており、平成29年1月31日に「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」を策定・公表している。 <p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTを活用した新たなビジネスモデルを創出するためには、企業・分野を超えてデータが連携していく必要があり、国の主導の下で、一定の協調領域とデータ連携のルール等を定めていくことが重要である。こうした取組を効果的・効率的に進めていくために、本事業では、これまでもデータ連携のルール整備・セキュリティ対策・個人情報の取扱い等の内容を盛り込んでおり、平成30年度概算要求においても、引き続き、各実証においてセキュリティ対策等についての検討を行っていく。 	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	金融庁、文部科学省、経済産業省		
テーマ等	成長戦略の推進②（ベンチャー支援）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャーを育成するためには、引き続き、必要な特許審査体制の整備を行い、審査や権利付与の迅速化を図ることも重要である。 ・ベンチャーの人材育成については、起業に失敗した人が再チャレンジできることが重要であり、また、ベンチャー支援を行う場合には、長期的な視点に立って、真に効果的な施策に重点化すべきである。 ・技術開発には長期間かかることを踏まえ、民間からの長期のリスクマネーの供給を促進することが重要である。 ・ベンチャー支援、産学連携促進のための取組については、関係省庁の縦割りを排除し、日本全体のベンチャー支援のグランドデザインの下で、効果的・効率的に実施すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャーを育成するためには、引き続き、必要な特許審査体制の整備を行い、審査や権利付与の迅速化を図ることも重要である。 	<p>【経済産業省】</p> <p>引き続き、任期付審査官を確保するとともに、民間機関の協力を得て、過去の文献調査を行うために必要な予算を確保することを目指す。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>平成 29 年度予算において、101 名の任期付き審査官の新規採用に係る人件費、過去の文献調査に係る外注費など、所要の審査関係経費を計上した。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>平成 30 年度概算要求において、103 名の任期付き審査官の新規採用に係る人件費、過去の文献調査に係る外注費など、所要の審査関係経費を計上した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャーの人材育成については、起業に失敗した人が再チャレンジできることが重要であり、また、ベンチャー支援を行う場合には、長期的な視点に立って、真に効果的な施策に重点化すべきである。 	<p>【文部科学省、経済産業省】</p> <p>「ベンチャー・チャレンジ 2020」（平成 28 年 4 月日本経済再生本部決定）の枠組みの中で、内閣官房日本経済再生総合事務局の指揮の下、関係省庁と連携しながら平成 29 年度事業の効果的・効率的な実施に取り組む。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>平成 29 年度開始予定である次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）については、グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGE プログラム）（平成 28 年度まで実施）で得られた成果や課題を踏まえつつ、外部有識者からなる委員による厳正な採択審査や採択機関評価を行う等、メリハリをつけながら 5 年間実施する。また、民間資金の導入目標を設定する等事業の効率化を図る。</p>	<p>【文部科学省、経済産業省】</p> <p>秋のレビューにおける指摘等を踏まえ、真に効果的な施策に重点化すべく、内閣官房日本経済再生総合事務局の指揮の下、効果的・効率的な実施に取り組んだ。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>・（下記の通り）</p> <p>【文部科学省】</p> <p>グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGE プログラム）（平成 28 年度まで実施）は、起業関心度が高い学生が更なる関心を寄せ、行動意欲を高める等、アントレプレナーシップの醸成に寄与した。また、実際に起業する者も複数出てきたものの、早期の起業態度の形成や実際に起業に挑戦するレベルの人材育成の加速が課題であった。各機関においては、EDGE プログラムで培った知見や成果を補助事業終了後も継続するとともに、早期の起業態度の形成や実際に起業に挑戦するレベルの人材育成の加速に重点化した上で、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）を実施。採択にあたっては、外部有識者からなる委員による厳正な採択審査を行い、5 つのコンソーシアムを決定した。その際、民間資金の導入目標（補助金に対し、1、2 年目：20%、3、4 年目：30%、5 年目：40%）を設定・導入し、国費だけでなく民間資金をあわせて導入することで事業の効率化を図り、真に政策効果の高いと考えられる事業に注力す</p>	<p>○ベンチャー・チャレンジ 2020</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_sennryaku/venture_challenge2020.pdf</p> <p>○未来投資戦略 2017</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf#search=27%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E6%8A%95%E8%B3%87%E6%88%A6%E7%95%A52017%27</p>

	<p>【経済産業省】</p> <p>新事業・イノベーションを生み出す次世代の人材・組織の基礎集団を育成する、グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業については、事業の持続可能性を担保し、将来的には民間の自立的な運営体制へ移行するためのロードマップを明確にすることで、平成30年度以降の自主事業化を目指す。</p> <p>また、創業補助金については、創業後の事業継続が期待される者等に支援を重点化する。</p> <p>さらに、研究開発型ベンチャー支援事業については、真に効果的な案件に重点化する。</p>	<p>ることとした。</p> <p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <p>更なる民間団体等からの資金協力を得て起業人材を育成するなど、引き続き事業の効果的・効率的な実施に取り組む。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>平成29年度予算においては、グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業の裨益を受ける産業界・事業参加者からの一部負担を求めることで、国費負担割合の低減・適正化を図るとともに、事業の効果検証を行った上で真に政策効果の高いと考えられる事業に注力することとした。</p> <p>また、創業補助金については、補助事業期間中に1名以上の従業員雇用を新たに要件化するとともに、民間金融機関等からの外部資金調達の有無により補助上限に差を設けることとした。</p> <p>さらに、研究開発型ベンチャー支援事業においては、真に効果的な案件に重点化して施策を実施することとし、技術面での目利きのみならず経営面も含めた支援を組み合わせることにより、迅速な実用化・事業化を目指すこととしている。</p> <p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <p>グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業については、企業の派遣プログラムについて現地集合現地解散を基本とし渡航費を参加者負担化。また、事業ノウハウの蓄積により民間での実施が可能となった国内イベントを一部縮小。</p> <p>創業補助金については、引き続き補助事業期間中の1名以上の雇用を要件化するとともに、金融機関等からの資金調達の有無により補助上限に差を設けている。</p> <p>研究開発型ベンチャー支援事業については、研究開発型ベンチャーにとってリスクの高い起業直後から出口に向けた各ステージにおける課題に対応した支援を行う。特に、NEDOによる補助及び技術的な目利きだけでなく、VCによる出資並びに経営面での目利き及びサポート等を組み合わせ、事業化の加速の支援を行うこととしている。</p>	
<p>・技術開発には長期間かかることを踏まえ、民間からの長期のリスクマネーの供給を促進することが重要である。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>ベンチャー企業へのリスクマネー供給の促進に向け、2022年までにベンチャー企業へのVC投資額(対名目GDP比)を倍増することを、新たな目標として設定する。</p> <p>また、レビューで指摘のあったとおり、我が国においては、研究開発型スタートアップに対する支援が不十分であるため、資金面・経営面の両面からの支援を充実させることによって、エコシステムの構築を図る。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>ベンチャー投資を促す税制措置の延長決定や研究開発型スタートアップに対する資金面・経営面の両面からの支援を充実させるなど、ベンチャーへのリスクマネー供給の拡大に向けた施策を継続的に実施している。</p> <p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <p>NEDOの認定を受けたVCによるハンズオン支援は、当該VCの出資を伴うため、一時ではなく、ベンチャーに寄り添う形で継続的に実施することとしている。さらに、研究開発費の2/3をNEDOから補助することで技術開発リスクを軽減し、民間VCからのリスクマネー供給を促進する効果がある。</p> <p>平成29年度末で期限となるベンチャー投資促進税制について、適用期限の延長を要</p>	<p>○平成29年度税制改正大綱の閣議決定 https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133_810_1.pdf</p> <p>○平成30年度税制改正に関する経</p>

	<p>【金融庁】 地域におけるリスクマネーの供給促進に取り組んでいく。</p>	<p>望。</p> <p>【金融庁】 地域におけるリスクマネー供給促進への取り組みを引き続き実施していく。</p>	<p>済産業省要望【概要】 http://www.meti.go.jp/main/yosan_gaisan/fy2018/pdf/01_11.pdf</p>
<p>・ベンチャー支援、産学連携促進のための取組については、<u>関係省庁の縦割りを排除し、日本全体のベンチャー支援のグランドデザインの下で、効果的・効率的に実施すべき</u>である。</p>	<p>【文部科学省、経済産業省】 我が国の経済成長の起爆剤となり、世界共通の社会課題の解決に貢献するベンチャーが、自発的・連続的に創出される社会を実現することを目指して、2020年を1つの目標として、真に効果的・効率的なベンチャー政策の実行・実現を目指す。 「ベンチャー・チャレンジ2020」等の枠組みの中で、内閣官房日本経済再生総合事務局の指揮の下、関係省庁と連携しながら平成29年度事業の効果的・効率的な実施に取り組む。</p>	<p>【文部科学省、経済産業省】 「ベンチャー・チャレンジ2020」に基づき、政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザーボードを設置し、平成28年11月に第1回となる会合を開催、議論を開始した。同会合において各省庁及び政府関係機関が目指すべき絵姿を共有し、我が国のベンチャー・エコシステム形成に向けて各施策を連携させていくことを確認した。</p> <p>(平成30年度概算要求での改善状況)</p> <p>【経済産業省】 内閣官房日本経済再生総合事務局の取りまとめの下、策定された「未来投資戦略2017」において示された政府方針に沿う形で、各種ベンチャー政策を推進する。</p> <p>【文部科学省】 (再掲) 更なる民間団体等からの資金協力を得て起業人材を育成するなど、引き続き事業の効果的・効率的な実施に取り組む。</p>	<p>○政府関係機関コンソーシアムの設置について http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/venture_challenge2020/pdf/consortium_setchi.pdf</p> <p>○アドバイザーボードの設置について http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/venture_challenge2020/pdf/advisory_board_setchi.pdf</p> <p>○政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザーボードの開催について http://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20161114/venture_challenge2020.pdf</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	国際協力①（無償資金協力）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的・効率的な ODA（政府開発援助）を実施するために、援助の目的・性質に応じて有償資金協力・無償資金協力・技術協力を適切に実施すべきである。 ・ 無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、<u>JICA（独立行政法人国際協力機構）や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。</u> ・ 無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODA の目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。 ・ 無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するなど、その後の援助にいかすための PDCA サイクルに関する整備を検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的・効率的な ODA（政府開発援助）を実施するために、援助の目的・性質に応じて有償資金協力・無償資金協力・技術協力を適切に実施すべきである。 ・ <u>無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA（独立行政法人国際協力機構）や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。</u> 	<p>「無償資金協力については、真に必要な予算額に絞る」との指摘を踏まえ、平成 29 年度予算の効果的・効率的な執行に努める。</p> <p>また、指摘を踏まえ、国民に対して判断材料をより積極的に提供するため、平成 29 年度に作成する行政事業レビューシートにおいて、JICA や国際機関、NGO 等の支出先ごとの配分額や支援の内容を明記する。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>平成 29 年 7 月上旬 行政事業レビューシート中間公表 平成 29 年 9 月上旬 行政事業レビューシート最終公表</p>	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力の平成 29 年度予算につき、真に必要な予算額に絞り、効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>また、作成する行政事業レビューシートにおいて、JICA や国際機関、NGO 等の支出先ごとの配分額や支援の内容を昨年度に続き明記した。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>平成 30 年度の概算要求については、指摘を踏まえ、真に必要な予算額を要求した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODA の目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。</u> 	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、以下のとおり公表範囲、手法の拡大を含めて改善する。</p> <p>（スケジュール）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無償資金協力に関しては、これまで JICA 実施分については、2 億円以上の案件につき内部で事後評価を、10 億円以上の案件につき第三者による事後評価を行い、これを公表してきたが、今後は外務省が実施する無償資金協力についても、2 億円以上 10 億円未満の案件につき、外交的に機微な部分を除き、評価結果を原則公表する方向で検討を進め、平成 29 年度 12 月頃を目処に公表予定。 2. 上記 1 の案件のうち 10 億円以上案件につき、第三者による評価を実施し、評価結果を公表する方向で検討を進める。 	<p>関係部署間で協議し、評価結果の公表のあり方等を検討した。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>指摘を踏まえ、外務省が実施する無償資金協力について事後評価制度を平成 29 年度から導入し、評価実施に必要な予算を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者評価（10 億円以上の案件） 一般競争入札により有識者・コンサルタントで構成される第三者に評価調査業務を委託するための経費を要求。 ● 内部評価（2 億円以上 10 億円未満の案件） 在外公館及び本省において、評価シートの作成から最終的な公表に至るまでに必要となる経費を要求。 	

<p>・無償資金協力の成果については、<u>定量的な評価を実施するなど、その後の援助にいかすための PDCA サイクルに関する整備を検討すべきである。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するとともに、その後の開発協力を活かすための PDCA サイクルに関する整備を検討する。 (スケジュール) 定量的な評価を強化するため、無償資金協力の案件の評価フォーマットを見直し、改定したフォーマットに基づいて評価した結果を平成 29 年度 12 月頃を目処に公表予定。</p>	<p>関係部署間で協議し、評価制度や評価フォーマットの作成等 PDCA サイクルに関する整備を検討した。 指摘を踏まえ、事後評価に用いるフォーマットについて、内部評価用の定型フォーマットの作成を行った。 また、第三者評価（外部評価）の評価項目は、外部有識者等の意見を考慮し、平成 30 年 6 月を目処に引き続き改定に努める。</p>	
---	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省、環境省		
テーマ等	国際協力②（二国間クレジット）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、<u>これまでの事業の成果を踏まえた支援メニューの再考と重点化</u>、さらには窓口を一本化するなど効率的な事業実施体制の確保に取り組むべきである。 ・ 今後、国による支援は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、<u>補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及につながっていくものに限定していくべき</u>である。また、本年から<u>地球温暖化対策分野について、1 tあたりのCO2削減コスト</u>を行政事業レビューシートに明記するように改善されたところであり、<u>今後、更に計算方法の共通化に取り組むべき</u>である。 ・ 経済産業省と環境省が実施する温暖化対策事業について、<u>両省間で政策の実現に向けたアプローチを共有し、効率的で効果的な予算となるよう取り組むべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、これまでの事業の成果を踏まえた支援メニューの再考と重点化</u>、さらには<u>窓口を一本化するなど効率的な事業実施体制の確保</u>に取り組むべきである。 	<p>【経済産業省・環境省】</p> <p>経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、これまでの事業の成果を踏まえた支援メニューの再考と重点化、さらには窓口を一本化するなど効率的な事業実施体制の確保に向けた検討を行う。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>平成 30 年度概算要求までを目途に、支援メニューの再考と重点化、窓口の一本化についての方向性を示す。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>案件形成支援について、経産省と環境省の役割分担の下で、FS 調査の対象を、民間主導プロジェクトにつながる見込みの高い案件に限定していく等、事業実施方針の再考等を行う。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>秋レビューを踏まえ、個別プロジェクトの FS は経済産業省に一本化し、民間主導プロジェクトにつながる可能性の高い案件に限定すべく企業ヒアリング等を事前に行い情報収集に努めている。</p> <p>【環境省】</p> <p>個別プロジェクト実現に係る FS 調査については、経済産業省の事業内容と重複しているため、廃止。また、案件形成に向けた課題抽出等のための事業については、より費用対効果の高いプロジェクトの案件形成等に重点化を図る。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>これまでの設備補助事業の成果を踏まえ、費用対効果が高く導入事例が少ない先駆的な低炭素技術の普及に貢献できるプロジェクトの案件発掘・課題抽出に重点化して実施している。</p> <p>【経済産業省・環境省】</p> <p>方法論の策定支援業務に関して、両省で連携し効率的管理を行う観点から、両省の方法論の策定に係る支援業務を JCM 合同委員会の事務局に集約することにより、JCM 方法論の整理・改善・作成のための効率的な支援体制を構築した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、国による支援は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、<u>補助金に依存しない、民間主導</u> 	<p>【経済産業省】</p> <p>実証事業の対象は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、<u>補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及</u></p>	<p>【経済産業省】</p> <p>民間主導のプロジェクトの普及につながっていくものに限定していく観点や、費用対効果や事例の先進性等の観点を踏まえ、案件の見直しを行う。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>秋レビューを踏まえ、日本の優れた低炭素技術・システムの普及を促進するため、相手国の</p>	

<p><u>のプロジェクトの普及につながるっていくもの</u>に限定していくべきである。</p>	<p>につながるっていくものに限定していく。</p> <p>(スケジュール) 平成 29 年 10 月頃まで 実証事業の採択案件決定</p> <p>【環境省】 JCM 設備補助事業の採択案件の対象は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及につながるっていくものに限定していく。</p> <p>(スケジュール) 平成 29 年 4 月頃まで 審査基準の公表 平成 29 年 6 月頃から平成 30 年 1 月頃まで順次、採択案件を決定</p>	<p>制度整備と連動した案件発掘、IoT 等を活用した定量化事業等のうち費用対効果の高い案件に支援を重点化し、民間主導による JCM 実現可能性につなげ、世界全体の排出削減に貢献する。</p> <p>【環境省】 補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及につなげていく事業に限定するため、平成 29 年度については、費用対効果が 4,000 円/t-CO2 以下の案件に限定。なお、平成 30 年度以降も、段階的に要件を見直す予定。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 平成 29 年度事業において、費用対効果 4000 円/t 以下のプロジェクトに限定して採択を行っているところ、対象となるプロジェクト・低炭素技術及びそれらの途上国における普及状況・先駆性等を踏まえ、30 年度の事業実施において更に費用対効果を改善し、各プロジェクトの補助率を低減することにより、その後の民間主導によるプロジェクト・技術の普及を促進する。</p>	
<p>・また、本年から<u>地球温暖化対策分野について、1 t あたりの CO2 削減コスト</u>を行政事業レビューシートに明記するように改善されたところであり、今後、更に<u>計算方法の共通化</u>に取り組むべきである。</p>	<p>【経済産業省・環境省】 内閣官房行政改革推進本部事務局と調整しながら検討する。</p>	<p>【経済産業省・環境省】 平成 29 年 3 月 28 日付で改正された「行政事業レビュー実施要領」等を踏まえ、行政事業レビューシートに記載する 1 t あたりの CO2 削減コストの計算方法の共通化に取り組む。</p>	
<p>・経済産業省と環境省が実施する温暖化対策事業について、<u>両省間で政策の実現に向けたアプローチを共有し、効率的で効果的な予算となるよう取り組むべき</u>である。</p>	<p>【経済産業省・環境省】 両省が連携して実施する温暖化対策事業については、効率的・効果的な予算になるよう連携して取り組んできたところであるが、ご指摘を踏まえ、政策の実現に向けたアプローチの共有を含め、更なる取組を検討する。</p> <p>(スケジュール) 平成 30 年度概算要求までを目途に、両省間の議論の場を設け、取組について検討する。</p>	<p>【経済産業省・環境省】 両省の政策を一体的に推進していくことが重要であるという共通認識の下、今後は、概算要求の省内プロセスに至る前の段階から、予算事業の内容等について両省で綿密に打ち合わせを行うことで、政策実現に向けたアプローチを共有し、効率的・効果的な予算事業の形成に取り組む。また、必要に応じて執行段階においても両省で協力して実施する。</p> <p>(平成 30 年度概算要求での改善状況) 両省間で、ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)事業、家庭用蓄電池の導入事業等において、事業スキームのすり合わせを行う等、政策目標を実現するためのアプローチを両省で共有した事業を立ち上げ、概算要求を行った。また、その他の相互連携が必要な事業についても効率的・効果的な予算となるよう、事業間の調整を行った。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	フルコスト分析（旅券関連業務）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、<u>予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。</u> ・<u>旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方の予算と実績の内訳を当省 HP に掲載することとする。 （スケジュール） 上記につき、平成 28 年度中を目途に公表できるように引き続き検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邦人保護等に係るコストと旅券発給に係るコストの双方に関して、予算と実績それぞれの内訳について平成 29 年 6 月 27 日に当省 HP で公表した。 	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000267088.pdf
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、コスト削減に努めることとする。 （スケジュール） 秋のレビューでのコスト削減の指摘を踏まえ、平成 29 年度予算において冊子の単価を見直すと共に、予算の効率的な執行に努める。 ・指摘を踏まえ、旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用による行政コスト削減の可能性を検討することとする。 （スケジュール） ・旅券業務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ、平成 31 年通常国会を目処に必要な法制上の措置等を講ずる。（「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋のレビューでのコスト削減の指摘を踏まえ、平成 29 年度予算において、旅券冊子の単価を 2%抑制する等して、10 年及び 5 年旅券冊子の要求額を当初要求額から約 0.5 億円削減した。 ・次期旅券の発給コスト削減につき関係省庁等と協議、検討を進めた。 （平成 30 年度概算要求での改善状況） ・平成 30 年度概算要求においても、平成 29 年度に見直した旅券冊子の単価を基に要求した。 ・旅券発給業務におけるマイナンバー制度等の利活用の可能性（戸籍情報とマイナンバーとの連携が旅券発給業務にとって十分なものとなるか等）につき、平成 29 年 8 月 24 日に検討会を開催し関係省庁等と協議、検討を進めた。 	—

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	自動車環境基準の審査		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の自動車メーカーによる不正事案を契機として、「<u>自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース 最終とりまとめ</u>」（平成 28 年 9 月 16 日）で取りまとめられた実車の抜き取り等の対策を、不正事案の再発防止に向けて着実に進めていくべきである。 ・自動運転等の自動車技術が急速に発展していく中で、<u>型式指定審査を実施する側の技術も発展させる必要があり、型式指定審査をより合理的・効果的に進めるべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の自動車メーカーによる不正事案を契機として、「<u>自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース 最終とりまとめ</u>」（平成 28 年 9 月 16 日）で取りまとめられた実車の抜き取り等の対策を、不正事案の再発防止に向けて着実に進めていくべきである。 	<p>「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース最終とりまとめ」で取りまとめられた対策について、同とりまとめ別紙 3 に示すスケジュールに従って進めていく。</p>	<p>タスクフォース最終とりまとめで取りまとめられた全ての対策について着手し、完了した。 （平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>最終とりまとめの中でも自動車メーカーに対する型式指定申請プロセス等のチェックについては、本年度よりその監査体制を強化して実施しており、引き続き平成 30 年度以降も同水準を保持。</p>	<p>「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース最終とりまとめ」（別紙 3） http://www.mlit.go.jp/common/001145947.pdf</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転等の自動車技術が急速に発展していく中で、<u>型式指定審査を実施する側の技術も発展させる必要があり、型式指定審査をより合理的・効果的に進めるべきである。</u> 	<p>自動車の技術基準に適合しているかどうかの審査方法は国際標準化が進んでおり、国連において、安全・環境基準の強化とともに、自動車技術の発展に合わせた審査方法の議論が行われているところ。</p> <p>例えば、自動操舵技術に関する安全基準や審査方法について、我が国も当該国際会議に積極的に参加しつつ、最短で平成 30 年度までの改正を目指しており、改正された審査方法を国の型式審査に反映していく。</p>	<p>国連の自動車基準調和世界フォーラム（平成 28 年 11 月 14～17 日）並びに同フォーラム内に設置されている自動運転分科会及び自動操舵専門家会議（平成 28 年 10 月以降、両会議計 8 回開催）に参加し、（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所の審査部門や研究部門と連携しつつ、自動運転技術に関する安全基準や審査方法について積極的に議論を主導した。 （平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関における連携等を通じて、我が国制度・技術の国際標準化等を推進している。 ・国連において新たに採択された安全・環境基準を国内の型式指定審査に導入するため、必要な施設の整備を行っている。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	基金に関する事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域低炭素化出資事業については、<u>国が実施する根拠、基金方式の必要性を含め、低炭素化を推進する政策の中での意義・位置づけを再整理するとともに、基金の管理費が過大とならないよう、事業内容及び管理運営体制を抜本的に見直すべきである。</u>また、<u>投資案件のモニタリングについても厳正に行うべきである。</u> ・<u>両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域低炭素化出資事業については、国が実施する根拠、基金方式の必要性を含め、低炭素化を推進する政策の中での意義・位置づけを再整理するとともに、基金の管理費が過大とならないよう、事業内容及び管理運営体制を抜本的に見直すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業目的を「F I Tの導入後においてもなお、民間だけでは十分に進んでいない再生可能エネルギー事業（風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱）等について、その普及に向けた課題を克服し、普及をさらに促進していくこと。」として再整理する。これにあわせ、「F I Tの対象となる太陽光発電」については、民間投資が進み、堅調な伸びをみせていることから、新規の出資決定は行わないこととする。 ② 直接出資に比べ案件組成に多大なマンパワーや事務費を要し、かつ、出資決定後の支出滞留の大きな原因となっていた「サブファンド方式」の新規の出資決定を行わないこととする。 ③ 適切な競争性の確保のため、基金管理団体としての採択期間を定め、定期的に公募を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①及び②については、平成 29 年度事業より事業実施要領を改め、「F I Tの対象となる太陽光発電」及び「サブファンド方式」については、新規の出資決定は行わないこととした。 ・③については、平成 29 年度より適切な競争性の確保のため、採択期間を定め、定期的に公募を行うこととした（29年1月16日公募開始）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>また、投資案件のモニタリングについても厳正に行うべきである。</u> 	<p>モニタリングの厳格化のため、基金管理団体におけるモニタリング担当職員の重点化を図る。また、各案件に係る進捗状況を的確に把握するための措置について検討しており、4月を目途に当該措置を開始する予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度にモニタリング担当職員を増員し、電源種毎に全案件に専任担当を配置することによりモニタリング体制を強化した。また、全案件について年間のスケジュール表（出資実行、配当、償還等の重要スケジュールをまとめた管理ツール）を作成し、PDCA サイクルによる管理手法を導入した。 ・上記の体制の強化及び業務フローの改善を行うことで、投資案件の関係者に対するヒアリングの頻度が増え、早期に助言や問題解決を促す等の対応がとれるようになった。 	

		<p>・今後も厳格なモニタリングを通じて、案件の進捗管理を徹底する。</p> <p>(平成 30 年度概算要求での改善状況)</p> <p>・上記のモニタリング体制の強化及び業務フローの改善に係る金額を精査し、予算要求を行っている。</p>	
<p>・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、<u>事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。</u></p>	<p>① 本事業は、年度毎の予算措置により基金を設置し、各基金の設置年度における支援決定額・事務費と予算額との差額は国庫に返納しており、必要な資金だけが基金に存置されている。引き続き、支援決定額・事務費と予算額との差額が生じた場合には、速やかに国庫返納するとともに、出資決定案件の厳格なモニタリングを通じて、案件の進捗管理を徹底する。</p> <p>② 「FITの導入後においてもなお、民間だけでは十分に進んでいない再生可能エネルギー事業（風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱）等について、その普及に向けた課題を克服し、普及をさらに促進していくこと。」を事業目的として再整理する。これにあわせ、「FITの対象となる太陽光発電」については、民間投資が進み、堅調な伸びをみせていることから、新規の出資決定は行わないこととする。</p> <p>③ 直接出資に比べ案件組成に多大なマンパワーや事務費を要し、かつ、出資決定後の支出滞留の大きな原因となっていた「サブファンド方式」の新規の出資決定を行わないこととする。</p>	<p>・余剰資金であった 824 百万円については平成 28 年 12 月に国庫返納済み。</p> <p>・事業を再整理した結果を平成 29 年度政府予算に反映。</p> <p>・①について、執行見込みと実績の乖離が大きくなるように、厳格なモニタリングを通じた案件の進捗管理を徹底することとしており、平成 29 年度からモニタリングの体制強化やPDCA サイクルによる管理手法を導入した。</p> <p>・②及び③については、平成 29 年度事業より事業実施要領を改め、「FITの対象となる太陽光発電」及び「サブファンド方式」については、新規の出資決定は行わないこととした。</p> <p>(平成 30 年度概算要求での改善状況)</p> <p>・平成 29 年度予算に反映した内容で引き続き予算要求を行っている。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	基金に関する事業		
指摘事項	<p>・漁業経営セーフティネット構築等事業については、合理的な保険事業となっているか、漁業者の経営合理化へのインセンティブとなっているか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p> <p>・両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<p>・漁業経営セーフティネット構築等事業については、①合理的な保険事業となっているか、②漁業者の経営合理化へのインセンティブとなっているか、③事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。</p>	<p>・①について 燃油や配合飼料の価格上昇に備える事業として、より少ない国費で、同様の事業効果を得られる手法について、次年度の予算編成に向け、金融の専門家や市場関係者等の意見も聞きながら、水産庁において検討する。（スケジュール） 29 年 7 月頃 次年度の予算要求に向け、検討結果のとりまとめ。</p> <p>・②について 漁業者の経営合理化へのインセンティブとなるよう、燃油の積立契約の締結に当たり、省燃油に資する取組を実施していることを要件としているところであり、その他インセンティブの付与については今後検討する。（29 年 7 月頃までに次年度の予算要求に向け、検討結果をとりまとめ）。</p> <p>指摘のあったように、漁業者が自らリスクに備えることの有用性について、漁業者の理解を得られるよう、啓蒙活動に努める。</p>	<p>・①について 燃油については、先物取引等を活用することにより、より少ない国費で同様の事業効果を得られる手法が無いが、金融の専門家や市場関係者から意見を聴取し、これらの者から提案があったオプション取引の活用について検討したが、市場価格に影響を与える可能性があることや、追加的なコストが発生するとの指摘もあったため、採用することはできなかった。</p> <p>配合飼料については、燃油と異なり、公の先物市場が形成されておらず、オプション取引等の指標となる価格設定ができないことから、魚粉の市場関係者や国内保険会社を交え、より少ない国費で同様の事業効果が得られる仕組みについて検討したが、代替案を得ることは困難であった。</p> <p>・②について 燃油については、漁業者の経営合理化へのインセンティブとなるよう、積立契約の締結に当たり、省燃油に資する取組を実施していることを要件としている。加えて、漁業者が自らリスクに備えることの有用性について理解を得られるよう、29 年 3 月、新たにパンフレットにその旨を記載し、既加入者及び新規加入者に対して契約漁連等を通じて案内することにより、啓蒙活動に努めた結果、加入件数が増加した（平成 28 年度 28,940 件→平成 29 年度 29,767 件）。平成 28 年から加入者に対し燃油購入実績数量の報告を義務付けているところであり、今後、報告のあった数量を比較することで、省燃油に資する取組の実施状況を確認する。</p> <p>配合飼料については、コスト削減に資する低魚粉飼料等の技術開発を推進しながら、養殖業者自らが、養殖魚の成長に考慮しつつ、リスクに備えられるよう配合飼料コストの削減に資する取組の実施を要件とすることを検討している。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ③について 指摘を踏まえ、入手し得るデータを最大限活用し、より精度の高い見込み額の算定を行う。 (スケジュール) 29年7月頃 次年度の予算要求に向け、30年度に必要な補填金額を算定。 	<ul style="list-style-type: none"> ③について 28年12月 平成29年度末までに基金に備えておくべき額について、最新の情報に基づき、再精査を実施。 (平成30年度概算要求での改善状況) 燃油については市場価格の変動により価値が変動する資産のリスク管理に使われる方法を用いて、配合飼料については国内外の関係機関(専門商社、配合飼料メーカー、国際的な魚粉機関等)に対する聞き取りなどによる情報収集及び分析に基づく新たな推定方法により、それぞれ、平成30年度までに基金に備えておくべき額(国費分)についてより精度の高い精査をした結果、基金の積み増しを必要としないと判断し、平成29年度に引き続き事業費の予算要求はしないこととした。 	
<ul style="list-style-type: none"> 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、<u>事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の執行計画を厳しく再精査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえて基金の残高と上記の方法を用いて29年度の支払見込み額等を再精査した結果、基金への追加的な積み増しは不要と判断したため、29年度予算においては、事業の実施に必要な事務費のみ計上し、基金への積み増しは行わなかった。 (平成30年度概算要求での改善状況) 同じ方法により再精査した結果、30年度においては、基金への積み増しは行わないこととした。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、厚生労働省、国土交通省		
テーマ等	PFI（実例に即して）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道のPFI推進に向けて、PFI事業の採用の背景やPFI事業を実際に実施する上での課題等について、<u>大阪市の経験を他の自治体とも共有すべきである。</u> ・「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）における数値目標達成に向け、<u>最大限努力すべきである。</u> ・民間事業者が上下水道のPFI事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。 ・上下水道の中・長期的な採算性の改善については広域化が必要となる自治体が存在するので、<u>広域化が進んでいない自治体における上下水道の処理施設・浄水施設の改築に対する補助等については、広域化の検討を行うことを要件とすべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成29年11月9日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道のPFI推進に向けて、PFI事業の採用の背景やPFI事業を実際に実施する上での課題等について、<u>大阪市の経験を他の自治体とも共有すべきである。</u> 	<p>【厚労省】 各水道事業者が、官民連携の多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏まえた上で、適切なものを選択できるよう、その検討等に当たって必要となる情報や留意点を、大阪市などの先進的な事例や「水道分野における官民連携推進協議会」での議論等を踏まえながら、引き続き、詳細に情報提供し、自治体と共有していく。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、大阪市を含めた先進的な自治体の取組を、他の自治体と共有する。 (スケジュール) 先進的な自治体の取組を取りまとめ、平成29年度中に検討会や自治体担当者会議等で周知を行う。</p>	<p>【厚労省】 大阪市水道局での取組状況については、コンセッションを含めた官民連携事業の検討に向け、平成28年12月に8つの水道事業者に向け、情報提供を行った。 平成29年8月及び10月に水道分野における官民連携推進協議会を開催し、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した。</p> <p>【国交省】 ・下水道事業については、PFI事業の採用の背景やPFI事業を実際に実施する上での課題等、大阪市を含めた先進的な自治体の取組について、平成29年6月に取りまとめて、自治体担当者会議等で周知等を行うことにより、共有している。 ・PFI事業等の導入の背景や課題等については、浜松市や大阪市などの先進的な取組を実施している自治体に国土交通省が主催する検討会（2ヶ月に1度開催）にて事例紹介を実施。検討会の資料については、国土交通省のHPに公表している。 ・平成30年度概算要求において、コンセッション方式の具体的な取組を進める自治体の支援を継続するとともに、新たに広域的なコンセッション方式等の取組を行う自治体への支援を拡充するための要求を実施。今後とも得られた知見やノウハウについては、自治体向けの検討会や国土交通省HPへの資料の公表等を通じて、PPP/PFIの理解や導入促進を図る。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「PPP/PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）における数値目標達成に 	<p>【内閣府】 (対応方針) ・指摘を踏まえ、引き続き、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援及びPPP/PFI専門家派遣等を通じ、アクションプランにおける数値目標達成に向けた必要な施策を講じることとする</p>	<p>【内閣府】 ・アクションプランにおける数値目標について、コンセッション事業等の重点分野については、平成29年7月31日時点で空港、道路で目標を達成し、水道、下水道、文教施設、公営住宅、MICE施設においても、実施契約の締結や実施方針の公表を行う等、目標達成に向けて進捗している。 ・平成27年度から、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ</p>	

<p>向け、最大限努力すべきである。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業にコンセッション方式を導入する先進的な地方公共団体が、地方債を運営権対価で繰上償還する際の補償金を減免する法制度を関係省庁とともに整備する。(スケジュール) ・平成 29 年度以降も、地域プラットフォームの全国的な体制整備を計画的に展開する。 ・今年度末における PPP/PFI 優先的検討規程の策定状況について再度フォローアップを実施。 ・上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置について、12 月 2 日に二次募集を開始。引き続き年度内の支援を続けていく。 ・地方公共団体が PPP/PFI を優先的に検討する際に参考となる「運用の手引き」を策定し、平成 29 年 2 月以降に全国説明会等を通じ周知。 ・補償金免除繰上償還に関する検討を踏まえて平成 30 年度財投要求を行う。 <p>【厚労省】</p> <p>水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得よう、第 193 回通常国会への水道法改正案の提出など、必要な法令等の整備を進めていく。</p> <p>さらに、水道法に基づく「第三者委託制度」を実施するなど民間事業者の活用に積極的な水道事業体等を中心に、コンセッション方式の意義及び上記の対応により水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得ることの効果を率先して示すとともに、先行する検討事例の実例やコンセッション推進のための支援策を情報提供することで、コンセッション方式の導入の検討を促すなど、具体的な案件形成に向</p>	<p>う習得と案件形成能力の向上を図るとともに、具体的な案件形成を目指した取組を推進する地域プラットフォームの形成促進に取り組んでいるところ。(平成 28 年度末で 31 地域で地域プラットフォームを形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体レベルの地域プラットフォームの体制整備について、平成 29 年 6 月にモデル 6 地域を選定し支援を行っている。 ・海外における水道分野の PFI 事業制度と事例の最新動向について調査を行い、その調査結果を公表するとともに、水道分野で PFI 制度を導入している海外の首長を招聘し、地方公共団体や民間事業者を対象にしたシンポジウムを開催した。 ・PPP/PFI 優先的検討の仕組みの構築に向けて、優先的検討規程の説明会を全国 9 都市で開催し、合計 232 団体の自治体等に規程の策定を働きかけるとともに策定状況の公表を行った。 ・PPP/PFI 優先的検討規程運用の手引の説明会を全国 9 都市で開催し、合計 299 団体の自治体等に実効ある的確な運用の働きかけを行った。 ・人口 20 万人以上の未策定地方公共団体が速やかに策定するよう、未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施している。 ・平成 28 年度第 2 次補正予算において、上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置として、地方公共団体に対して、コンセッション事業等導入に係る検討に要する調査委託費を全額助成することとし、38 件の支援対象を決定。平成 29 年度は支援先の地方公共団体等の訪問等を通じた検討状況のフォローアップを実施している。 ・コンセッション事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方公共団体が料金の一体的徴収の必要がある場合に、コンセッション事業者の委託を受けて、利用料金を収受することができるよう P F I 法施行令の改正（平成 28 年 11 月 30 日公布）を行った。 ・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、特例的に補償金の免除・軽減を行うよう要望。 ・平成 30 年度概算要求において、内閣府は、案件形成支援、地域プラットフォーム形成支援及び PPP/PFI 専門家派遣のため、325,783 千円を計上している。(平成 29 年度予算額 163,152 千円) <p>【厚労省】</p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入することを含む水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けて取り組んでいく。</p> <p>トップセールスについては、平成 29 年度において、9 の水道事業体に対して実施した。</p>
------------------------	---	--

	<p>けた自治体に対する働きかけ（トップセールス）を、働きかけを行う対象の拡大とともに強化し、数値目標達成に向けて取り組んでいく。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、コンセッション導入に向けた実施方針作成などの準備支援を行うとともに、首長等に対する導入への働きかけを、特に執行体制が脆弱な自治体に対して強化して実施する。 （スケジュール） 準備支援については、平成 29 年度にコンセッション事業の導入を検討している 9 自治体に対して案件形成等の支援を行う。 また、自治体に対する働きかけの強化については、平成 28 年中に実施する。</p>	<p>【国交省】 ・平成 29 年 6 月 9 日に決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」において、数値目標を達成していないことから、集中強化期間を平成 29 年度末まで延長し、各種取組を継続して実施しているところ。平成 29 年 9 月時点で村田町がデューデリジェンスに着手する予定であり、平成 29 年度中に数値目標を達成見込み。 更なる案件形成を図るために、首長等に対するトップセールスを継続して実施（平成 29 年 9 月末までに約 40 都市）。 ・平成 29 年度はコンセッション方式の導入を具体的に検討している 9 都市（三浦市、宇部市、小松市、須崎市、奈良市、富士市、赤磐市、周南市、津幡町）に対して、スキームの検討や案件形成の課題の抽出等を支援。 ・平成 30 年度概算要求において、コンセッション方式の具体的な取組を進める自治体の支援を継続するとともに、新たに広域的なコンセッション方式等の取組を行う自治体への支援を拡充するための要求を実施。</p>	
<p>・<u>民間事業者が上下水道の PFI 事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるように、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。</u></p>	<p>【厚労省】 中長期的な水道施設の更新需要及び財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定める、いわゆるアセットマネジメントにより、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を水道法上位置付けるとともに、更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合には、わかりやすい形で公表するよう努めなければならない旨を水道法上位置付けるよう第 193 回通常国会を目指し取り組んでいく。 また、内閣府が所管しているコンセッション事業の導入の前提となるデューデリジェンス（資産評価）等の検討に係る費用に対する財政支援制度について周知し、同制度の活用を後押しする。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、財務や経営に関する「見える化」を推進するために、事業計画の公表を原則化すること等を行う。 （スケジュール） 事業計画の公表の原則化については、平成 29 年度より実施する。情報の調査等については、平成 29 年度内に調査結果等の取りまとめを行い、その成果を公表する。</p>	<p>【厚労省】 更新需要と財政収支の見通しの試算結果の公表等に関する努力義務の規定を含む水道法の一部を改正する法律案の国会への再提出に向けて取り組んでいく。 内閣府の財政支援制度の周知については、コンセッションについて検討を実施している 4 つの事業体に対して平成 28 年 10 月に個別に情報提供を行った。また、平成 29 年 8 月及び 10 月に水道分野における官民連携協議会においても情報提供を行った。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、財務や経営に関する「見える化」を推進するために、事業計画の公表を原則化するとともに、民間事業者の参入促進を図るために、必要な情報の調査・整備を実施している。 ・下水道事業においては、平成 29 年 3 月末時点で約 4 割の地方公共団体の事業計画を公表しており、引き続き公表していく。</p>	

<p>・上下水道の中・長期的な採算性の改善については広域化が必要となる自治体が存在するので、<u>広域化が進んでいない自治体における上下水道の処理施設・浄水施設の改築に対する補助等については、広域化の検討を行うことを要件とすべきである。</u></p>	<p>【厚労省】 生活基盤施設耐震化等交付金において実施する浄水施設を含む基幹構造物の改築等については、平成 29 年度事業実施分から広域化を検討したことを要件とすることとした。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、下水処理場の改築への支援に当たり、当該処理場の統廃合の検討を要件化する。 (スケジュール) 平成 29 年度より実施する。</p>	<p>【厚労省】 平成 29 年 3 月 31 日付け健康局長及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」において、基幹水道構造物の耐震化事業の採択要件に、効率的な交付金事業執行の観点から、当該事業の実施前に近隣水道事業者との広域化について検討することを要件として追加し、平成 29 年度から運用している。</p> <p>【国交省】 下水道事業については、広域化を推進するために、下水処理場の改築への支援に当たり、当該処理場の統廃合の検討を要件化した。 ・平成 30 年度においても施設の統廃合の検討の要件化を継続するとともに、下水道事業の広域化を支援する事業の創設を要求している。</p>
--	---	---

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	住宅セーフティネット		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の住宅セーフティネットの推進に当たっては、既存の社会保障制度との役割分担を明確にしていく必要がある。 ・若年世帯、子育て世帯を含めた住宅確保要配慮者に対し、より効果的に、よりニーズに合った住宅支援となるよう、支援メニューの内容を見直し、重点化を図るべきである。 ・住宅改修への支援については、真に住宅確保要配慮者が必要とするものに限定すべきである。 ・居住支援協議会については、市町村レベルでよりきめ細やかに対応できるよう、住宅情報の発信や住宅確保要配慮者に対する住宅の紹介等のマッチング機能に重点を置き、機能強化をしていくべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の住宅セーフティネットの推進に当たっては、既存の社会保障制度との役割分担を明確にしていく必要がある。 	<p>家賃低廉化における補助対象を明確化。（スケジュール） 平成 29 年度政府予算案に反映させた。</p>	<p>既存の社会保障制度との役割分担を明確にするため、家賃低廉化について、生活保護（住宅扶助）及び生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）の対象世帯を対象範囲から除外。 平成 29 年 4 月 26 日に住宅セーフティネット法が改正され、10 月 25 日に施行され、これに基づき本事業も実施される。 平成 30 年度においても引き続き実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・若年世帯、子育て世帯を含めた住宅確保要配慮者に対し、より効果的に、よりニーズに合った住宅支援となるよう、支援メニューの内容を見直し、重点化を図るべきである。 	<p>住宅確保要配慮者に対し、効果的な住宅支援となるよう支援メニューを重点化。（スケジュール） 平成 29 年度政府予算案に反映させた。</p>	<p>若年世帯等の住宅確保要配慮者に対し、より効果的な支援となるよう、家賃低廉化についての対象世帯を収入分位 40% 以下から 25% 以下へ重点化。 平成 29 年 4 月 26 日に住宅セーフティネット法が改正され、10 月 25 日に施行され、これに基づき本事業も実施される。 平成 30 年度においても引き続き実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修への支援については、真に住宅確保要配慮者が必要とするものに限定すべきである。 	<p>住宅改修費補助の対象工事を限定。（スケジュール） 平成 29 年度政府予算案に反映させた。</p>	<p>住宅改修への支援について、住宅確保要配慮者のニーズに合ったものとする、過度に大家が裨益しないこと等の観点から、シェア居住住宅への用途変更工事、間取り変更工事、バリアフリー改修工事等、必要最低限の改修のみに限定。 平成 29 年 4 月 26 日に住宅セーフティネット法が改正され、10 月 25 日に施行され、これに基づき本事業も実施される。 平成 30 年度においても引き続き実施。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会については、市町村レベルでよりきめ細やかに対応できるよう、住宅情報の発信や住宅確保要配慮者に対する住宅の紹介等のマッチング機能に重点を置き、機能強化をしていくべきである。 	<p>市町村レベルでの居住支援協議会活動の機能強化が図られるよう支援を重点化。（スケジュール） 平成 29 年度政府予算案に反映させるとともに、適切な執行を図る。</p>	<p>居住支援協議会等の活動支援については、制度の周知・普及経費を削減するとともに、市町村レベルでの協議会の数を増やし、住宅確保要配慮者向けの住宅相談会、住宅等の情報発信、契約手続きサポート等、マッチング機能の強化に重点化。 （居住支援協議会設置数：69 うち市町村レベルでの協議会設置数：22 区市町） 平成 30 年度においても引き続き実施。</p>	

平成 28 年「通告」の指摘事項に対する各府省の対応状況
(平成 29 年 11 月 9 日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	警察庁		
テーマ等	警察用車両の整備		
指摘事項	<p>・警察用車両の整備については、<u>計画的に整備を行っていく必要があるが、耐用年数に基づく画一的なものではなく、日々の警察活動において使用頻度が高い車両を優先的に整備すべきである。また、各年度において必要不可欠なものに限定して整備を行うべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<p>・<u>警察用車両の整備については、計画的に整備を行っていく必要があるが、耐用年数に基づく画一的なものではなく、日々の警察活動において使用頻度が高い車両を優先的に整備すべきである。また、各年度において必要不可欠なものに限定して整備を行うべきである。</u></p>	<p>1 対応方針 指摘を踏まえて日々の警察活動において使用頻度が高い車両を優先的に整備する。</p> <p>2 スケジュール 平成 29 年度政府予算案に反映させる。</p>	<p>日々の警察活動において使用頻度が高く、かつ、平成 29 年度における更新が必要不可欠なものを優先的に整備し、平成 29 年度政府予算案に反映させた（▲33 億円）。 （平成 30 年度概算要求での改善状況） 平成 30 年度更新対象車両のうち、当庁各局部と協議して警察活動に必要な不可欠な車両を精査して要求することとし、当庁の平成 30 年度予算概算要求に反映させた（▲25 億円）。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体クラウドの推進は、自治体業務の標準化・共通化を通じた効率化を促すこと等を目的とするものであり、<u>グランドデザインを示して、更に取組みを加速化する必要がある。</u> ・自治体業務の標準化・共通化は、経費削減等の観点から重要であり、<u>市長会・町村長会等の各階層に対して、計画的に、自治体クラウドの推進と自治体業務の標準化・共通化を強く促すべきである。その際、都道府県に対しても市町村へのサポートを呼び掛けつつ、具体的なクラウド化業務に従事した人材を紹介・斡旋する窓口を設置すべきである。</u> ・<u>個別自治体の情報システムコストの見える化を行うべきである。また、自治体クラウドの採用や自治体業務の標準化・共通化を行った場合の個別自治体におけるコスト削減効果についても、見える化を行うべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体クラウドの推進は、自治体業務の標準化・共通化を通じた効率化を促すこと等を目的とするものであり、<u>グランドデザインを示して、更に取組みを加速化する必要がある。</u> 	<p>将来計画を示すため、まずは、各地方団体のクラウド化に向けた検討状況を調査する。</p>	<p>カスタマイズの抑制を行いつつ、全地方団体でのクラウド導入を目指すことなどを内容とした地方団体におけるクラウド導入に係るロードマップを取りまとめ、公表。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体業務の標準化・共通化は、経費削減等の観点から重要であり、<u>市長会・町村長会等の各階層に対して、計画的に、自治体クラウドの推進と自治体業務の標準化・共通化を強く促すべきである。その際、都道府県に対しても市町村へのサポートを呼び掛けつつ、具体的なクラウド化業務に従事した人材を紹介・斡旋する窓口を設置すべきである。</u> 	<p>現在、各地域の市長会、町村会に対して直接自治体クラウドの推進を要請する場を設ける方向で調整中。あわせて、個別に首長を訪問し、クラウド導入を要請している。</p> <p>都道府県に対し、市町村へのサポートを要請予定。</p>	<p>市長会、町村会等の地方公共団体の長の組織に対して行政改革推進会議の通告がなされたことを伝達し、その趣旨について説明を実施した。</p> <p>また、市長会、町村会の情報通信担当委員会（市町村長により構成）等の場において、自治体クラウドの推進を要請した。</p> <p>都道府県に対しては、市町村へのサポートについて、個別訪問やヒアリングを通じて直接要請するとともに、官民データ活用推進基本法に基づく「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」において、都道府県内の市町村のクラウド化に向けて都道府県が支援を行う必要があることを明記した。</p> <p>自治体クラウドグループにおいて導入に深く関与した職員等から直接知見を得ることができるよう、当該職員を「自治体クラウド導入サポート員」として取りまとめ、地方団体に通知した。その結果、クラウド導入に向けた課題解決のための方策として活用され、クラウド導入の決定や検討の開始など、自治体クラウドグループの形成に向けた具体的な動きにつながっているところ。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個別自治体の情報システムコストの見える化を行うべきである。また、自治体クラウドの採用や自治体業務の標準化・共通化を行った場合の個別自治体におけるコスト削減効果についても、見える化を行うべきである。</u> 	<p>各地方団体の情報システム運用経費について、平成 29 年度中に公表すべく準備を進める。</p> <p>自治体クラウド導入団体等のコスト削減効果を比較可能な形で平成 29 年度中に公表すべく準備を進める。</p>	<p>平成 29 年度中に公表すべく、現在調査中。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	法務省		
テーマ等	受刑者就労支援体制等の充実		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、平成 25 年度公開プロセスにおいて、「職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。」などと外部有識者から指摘を受けたところである。 ・この指摘を踏まえて、<u>必要なデータベースの改修を行うこと等により、職業訓練の効果検証を行う体制を速やかに整えるべき</u>である。また、これに伴い、<u>成果指標を、本事業による具体的な成果を測れるものに見直した上で真に必要な事業に重点化を図るべき</u>である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、平成 25 年度公開プロセスにおいて、「職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。」などと外部有識者から指摘を受けたところである。 ・この指摘を踏まえて、<u>必要なデータベースの改修を行うこと等により、職業訓練の効果検証を行う体制を速やかに整えるべき</u>である。また、これに伴い、<u>成果指標を、本事業による具体的な成果を測れるものに見直した上で真に必要な事業に重点化を図るべき</u>である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 11 月から刑事情報連携データベースシステムの運用を開始している。現在、平成 29 年度の本格運用に向けたデータ検証等の各種作業を進めており、今後、データの蓄積を重ねていくことで、精度の高い効果検証が可能となるものとする。 ・具体的な成果を測ることが可能な新たな成果指標を設定し、平成 30 年度から反映させる。 ・新たな成果指標に基づき、真に必要な事業の重点化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事情報連携データベースの運用開始 ・具体的な成果を測ることが可能な新たな成果指標について検討中 <p style="text-align: center;">（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>刑事情報連携データベースの運用は開始しているところ、データ参照・分析機能の一部に不具合が生じていることから、同データベースを使用した具体的な効果検証ができない状況となっている。</p> <p>新たな成果指標については、データベースの不具合が解消された後、蓄積されたデータに基づき設定する予定である。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	法務省		
テーマ等	収容施設の整備充実、官署施設の整備充実		
指摘事項	・収容施設及び官署施設の整備充実については、施設の老朽化の度合等に鑑みて、必要なものをより計画的かつ優先的に整備しつつ、毎年度、予算額と執行額との間に開差が生じていることに対する必要な対策を講じるべきである。		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
・収容施設及び官署施設の整備充実については、 <u>施設の老朽化の度合等に鑑みて、必要なものをより計画的かつ優先的に整備しつつ、毎年度、予算額と執行額との間に開差が生じていることに対する必要な対策を講じるべきである。</u>	指摘を踏まえ、施設の老朽化の度合等に鑑みて、必要なものをより計画的かつ優先的に整備しつつ、予算額と執行額との間に開差が生じていることに対する必要な対策を講じる。 (スケジュール) 予算額と執行額との間に開差が生じている要因を分析し、必要な対策を平成 29 年度から講じる。	施設の老朽化の度合い等に鑑みて、必要なものをより計画的かつ優先的に整備しつつ、予算額と執行額との間に開差が生じている要因の分析と、必要な対策を検討中。 予算編成過程において要求額から削減された額 140.9 億円 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 予算額と執行額との間に開差が生じている主な要因については、契約額が予定を下回ったこと等であったことから、対策として、より早期の開札・契約に努め、契約後は速やかに開差を把握するとともに、事業の進捗状況、施設の老朽化の度合い、行政需要、その他施設運営上の事情等を総合的に勘案した上で、施設整備に取り組む予定である。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	博士課程教育リーディングプログラム		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、平成 23 年度より当該事業を行っている。 ・本事業の成果指標は「博士課程教育リーディングプログラム修了者の就職率を 100%とする」とのことであるが、グローバルに活躍するリーダーへと導くための事業であるにもかかわらず、成果指標が就職率だけでは不十分である。 ・<u>重要なのは、修了者が就職後にグローバルに活躍することができたかどうかであり、この点を成果指標に取り入れるべきである。</u> ・また、今回の行政事業レビューにおける外部有識者も『明確な事業目的のもと、適切に事業が実施されていると見受けられるが、本プログラムを修了した学生をフォローアップする仕組みが必要ではないか。』と指摘しており、文部科学省は当該指摘を踏まえ、速やかに、修了者の活躍の状況のフォロー等が可能な仕組みを構築すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、平成 23 年度より当該事業を行っている。 ・本事業の成果指標は「博士課程教育リーディングプログラム修了者の就職率を 100%とする」とのことであるが、グローバルに活躍するリーダーへと導くための事業であるにもかかわらず、成果指標が就職率だけでは不十分である。 ・<u>重要なのは、修了者が就職後にグローバルに活躍することができたかどうかであり、この点を成果指標に取り入れるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、平成 28 年度の成果指標に加え、 ・企業や官公庁において国内に留まらずグローバルに活躍している就職者数の累計 ・大学や公的研究機関に就職した者のうち、国外の学会で発表を行った者ののべ人数 <p>を、平成 29 年度以降の行政事業レビューにおける成果指標とする。</p> <p>最終目標値については引き続き精査していく。</p>	<p>平成 29 年度行政事業レビューに、左記の成果指標を反映した（右記 URL 参照）。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での改善状況）</p> <p>平成 30 年度要求事業においても、グローバルに活躍するリーダーを養成するため、引き続き、見直し後の修了生の就職後のグローバルな活躍状況等の成果指標の達成に向けて取り組む。</p>	<p>【平成 29 年度レビューシート】</p> <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1388832.htm</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・また、今回の行政事業レビューにおける外部有識者も『明確な事業目的のもと、適切に事業が実施されていると見受けられるが、本プログラムを修了した学生をフォローアップする仕組みが必要ではないか。』と指摘しており、文部科学省は当該指摘を踏まえ、速やかに、修了者の活躍の状況のフォロー等が可能な仕組みを構築すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも修了生のフォローアップについては毎年度、全てのプログラムを対象に修了生の修了直後の就職先や雇用形態等の状況を聴取してきたところ。平成 28 年度も平成 29 年 1 月に「実施状況調査」を行い、平成 28 年度末修了生の就職先内定状況を聴取予定。その内容を基に、平成 29 年 6 月までに企業や官公庁においてグローバルに活躍している就職者数を分析する。 ・また、プログラム終了後も修了生の状況を追跡することが必要であると考えており、科学技術・学術政策研究所が整備している「博士人材データベース」に修了生を登録させた上で、ア 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 1 月に全プログラムを対象に、修了生の修了直後の就職先や雇用形態等の状況に係る「博士課程教育リーディングプログラム実施状況調査」を実施し、平成 29 年 5 月 30 日の文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会において結果を公表した（右記 URL 参照）。 ・平成 28 年 11 月に開催された「博士課程教育リーディングフォーラム 2016」にて、科学技術・学術政策研究所がプログラム担当者を対象に博士人材データベースに係る説明会を行い、データベースへの大学の参加・学生の登録を呼びかけた。 	<p>【平成 29 年 5 月 30 日文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会資料 博士課程教育リーディングプログラムの実施状況：P24, 25】</p> <p>http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2017/07/24/1386653_08.pdf</p> <p>【博士人材データベース】</p> <p>http://www.nistep.go.jp/research/human-resources-in-science-and-technology/jgrad</p>

	<p>ンケート等の方法により、継続的に職務内容等について追跡等を行う。</p>	<p>・平成 29 年 1 月に全プログラムを対象に、リーディングプログラム学生の博士人材データベースへの登録を求める通知を文部科学省が発出し、概ね登録済み。 (平成 30 年度概算要求での改善状況) 平成 30 年度要求事業においても、引き続き、「博士課程教育リーディングプログラム実施状況調査」の実施、「博士人材データベース」への着実な登録、及びデータの集計・分析によるプログラム修了者のフォローアップを図り、事業成果の検証を行いつつ、事業内容の改善に活用していく。</p>	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	データプラットフォーム拠点形成事業、データプラットフォーム拠点形成事業（防災分野）～首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト～		
指摘事項	<p>・文部科学省は、3つの国立研究開発法人（理化学研究所、物質・材料研究機構及び防災科学技術研究所）において、我が国が強みを活かせる分野で、膨大・高品質な研究データを利活用しやすい形で集積し、産学官で共有・解析を行うため、データプラットフォーム拠点を形成するとしている。</p> <p>・上記事業においては、それぞれの3法人が独自に拠点を設けることとされているが、特に優先順位が高い分野はどこなのか、民間や自治体における実用化のニーズに応え、連携するものとなっているか、他のAI関連プロジェクトと具体的にどのように連携するのかを明確にした上で、事業を効果的、効率的に行うべきである。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（平成 29 年 11 月 9 日） 時点における進捗状況	備考
<p>・文部科学省は、3つの国立研究開発法人（理化学研究所、物質・材料研究機構及び防災科学技術研究所）において、我が国が強みを活かせる分野で、膨大・高品質な研究データを利活用しやすい形で集積し、産学官で共有・解析を行うため、データプラットフォーム拠点を形成するとしている。</p> <p>・上記事業においては、それぞれの3法人が独自に拠点を設けることとされているが、特に優先順位が高い分野はどこなのか、民間や自治体における実用化のニーズに応え、連携するものとなっているか、他のAI関連プロジェクトと具体的にどのように連携するのかを明確にした上で、事業を効果的、効率的に行うべきである。</p>	<p>ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、防災、いずれの分野も優先して実施すべき重要な分野であるが、現下の厳しい財政状況を勘案し、各分野において最低限実施すべき内容に厳選して事業を実施する。</p> <p>【ナノテクノロジー・材料分野】</p> <p>・世界中で物質・材料データの収集・活用が急速に進んでおり、世界から遅れをとることのないよう、物質・材料研究機構の既存の装置を活用してデータ収集を実施するとともに、そのデータを活用し、材料開発のスピードを飛躍的に向上させる材料アプリケーションの試作等を先行的に実施する。</p> <p>【ライフサイエンス分野】</p> <p>・個別化医療を実現するための疾患予測や、創薬プロセスの効率化による開発費の削減は、我が国の医療費削減に資するものであり、喫緊に取</p>	<p>【ナノテクノロジー・材料分野】</p> <p>・計画の見直しを行い、初年度は大規模ストレージ等のハード整備は行わず、データ収集及び既存のデータを活用した材料アプリケーションの試作等を先行的に実施する。</p> <p>・データ収集に関しても、化学業界からのニーズが高い高分子分野の文献からのデータ収集技術の開発に限定するとともに、装置からのデータの自動収集システムの構築も一部の装置に限定する等の変更を行った。</p> <p>・上記のような計画変更も行いつつ、物質・材料研究機構において、現有設備（ハード、データ）を活用し、機能の一部を検証・実施しながらデータプラットフォームの機能全体の概念設計を進めているところ。</p> <p>（平成 30 年度概算要求での進捗状況）</p> <p>・概算要求においては、上記の検証を踏まえながら、世界に先駆けてデータを活用し、材料開発の高速化を実現するために必要な経費を計上。</p> <p>【ライフサイエンス分野】</p> <p>・平成 29 年度予算において、医療機関や製薬業界からのニーズの面から、国として重点的に取り組む分野（健康・医療分野と医薬分野）に焦点を当てて取り組むよう、プラットフォームの</p>	

	<p>り組む必要がある。</p> <p>【防災分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下型地震は、過去にも甚大な被害をもたらしており、その危険性が再認識されている。2016年の熊本地震も踏まえ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを含め、首都直下型地震に対する防災・減災力の向上は喫緊の課題となっている。 	<p>構成を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度は、データ収集・解析を中心に実施する。 ・平成29年度は、医療機関等との連携体制の構築や機器の整備等を実施しているところ。 <p><u>(平成30年度概算要求での進捗状況)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度においても、引き続き、データ収集・解析を中心に実施する。 <p>【防災分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体におけるデータ活用のニーズに応えるまでに検討を要する部分については、予算措置を見送るよう見直した。 ・初年度は、官民連携やビッグデータの収集・整備を中心に実施する。 ・平成29年度は、ライフライン企業が保有する地震データの収集・整備を開始し、自治体や企業におけるデータ利活用のニーズ把握を進めている。 <p><u>(平成30年度概算要求での進捗状況)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度要求では引き続きデータ収集・整備を進めるとともにデータ利活用ニーズに応じてデータ解析等を行う予算を計上。 	
<p>・上記事業においては、それぞれの3法人が独自に拠点を設けることとされているが、特に優先順位が高い分野はどこなのか、民間や自治体における<u>実用化のニーズに応え、連携するものとなっているか、他のAI関連プロジェクトと具体的にどのように連携するのかを明確にした上で、事業を効果的、効率的に行うべきである。</u></p>	<p>【ナノテクノロジー・材料分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質・材料研究機構（NIMS）では、オープンイノベーションを推進するために、産業界とアカデミアを結ぶ鉄鋼／化学分野におけるオープンプラットフォームを形成することとしている。本事業では、このオープンプラットフォームにおいて企業との共同研究を実施していく中で、民間のニーズを把握し、それをデータプラットフォーム拠点構築の取組に適切に反映することとしている。 ・平成28年度中に業界別のオープンプラットフォームを形成するための事前準備を完了し、平成29年度から共同研究を開始する。 	<p>今後の施策の実施にあたっては、民間のニーズの面から、国としてより重点的に取り組む分野に焦点を当て、民間企業や自治体と連携することにより、効果的・効率的に事業を推進する。連携先の民間企業や自治体は以下の通り。</p> <p>【ナノテクノロジー・材料分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業界、化学業界との連携に向けて調整を進めている。 ・平成29年6月に化学業界（旭化成・住友化学・三菱ケミカル・三井化学）及び鉄鋼業界（新日鐵住金・JFEスチール・神戸製鋼）との間でオープンプラットフォーム構築のための覚書を締結し、イノベーション創出のための取組を開始した。民間企業のニーズを踏まえながら、データプラットフォームの構築・利活用も推進していく。 <p>また、データプラットフォームとオープンプラットフォームの連携を図るために、組織体制の強化を実施した。</p> <p><u>(平成30年度概算要求での進捗状況)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度要求では、上記の取組を引き続き実施することを 	

	<p>【ライフサイエンス分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関や製薬業界からの個別化医療を実現するための疾患予測や、創薬の成功確率向上等についてのニーズを踏まえ、理化学研究所（理研）において、医療機関、製薬企業、IT 企業等と連携し、個人の疾患状態から将来の疾患の状態を予測するシステム、疾患に対する薬剤候補物質をより効率的にデザインするシステムを平成 33 年度までに構築し、民間の活用に供する。 <p>【防災分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体や民間企業（ライフライン、交通等）から大規模災害発生時の即時被害把握や住民避難誘導等についてのニーズがある。 防災科学技術研究所、民間企業及び自治体が保有する地震観測データ等を集約し、自治体、政府関係機関等とも連携し、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するデータセットの整備を平成 29 年度から開始する。 	<p>目指す。</p> <p>【ライフサイエンス分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、製薬企業、IT 企業等との連携に向けて調整を進めている。 具体的には、医療機関における患者データの取得や知識の抽出、患者データや過去の薬品開発データなどに基づく創薬 AI（創薬デザイン）の開発等を中心に取り組む。 平成 29 年度は、医療機関等との連携体制の構築や機器の整備等を実施しているところ。一部企業とは秘密保持契約を結び、企業側ニーズの把握とともに、企業が持つシーズやアイデアの引き出しを行っている。 （平成 30 年度概算要求での進捗状況） 平成 30 年度においても、引き続き、データ収集・解析を中心に実施する。 <p>【防災分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体、ライフライン、建設業界、交通、電気設備、通信業界との連携に向けて調整を進めている。 平成 29 年 4 月以降、ニーズ把握や意見収集のため民間企業をはじめとする関係機関から構成される協議会を立ち上げる予定。 データ利活用協議会を設置し、発足式を開催。発足式には、民間企業をはじめとする関係機関約 60 社が参加。（2017.6.23）なお、自治体におけるデータ活用のニーズに応えるまでの検討を行うため、東京都、内閣府（防災）等を委員としたにアドバイザリーボードを設置。 （平成 30 年度概算要求での進捗状況） 平成 30 年度要求では、上記の取組を引き続き実施することを目指す。 	
<p>・上記事業においては、それぞれの 3 法人が独自に拠点を設けることとされているが、特に優先順位が高い分野はどこなのか、民間や自治体における実用化のニーズに応え、連携するものとなっているか、他の AI 関連プロジェクトと具体的にどのよう連携するのかを明確にした上で、事業を効</p>	<p>他の AI 関連プロジェクトのうち、理研 AIP センターと各データプラットフォーム拠点との連携については、本事業開始当初より各拠点におけるデータ取得、データベース化、データ解析等について、事業の進捗に合わせて AIP センターから技術的な支援を行う。</p>	<p>今後の施策の実施にあたっては、「対応方針・スケジュール」に記載した事項のとおり、関係機関と相互に連携することにより、効果的・効率的に事業を推進する。</p> <p>【ナノテクノロジー・材料分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度に理研 AIP センターと覚書を締結し、文献からの 	

<p>果的、効率的に行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には最新のアルゴリズムやツールを各データプラットフォームに提供するとともに、物質・材料データベース、健康・医療関連データベース、防災関連データベース等の各データベースの構築やその解析についても技術的支援を行う。各データプラットフォームはデータ取得からデータベース化、さらにデータベースの解析に至る各段階で理研 AIP センターの技術を活用してデータベースの構築に取り組む。 ・特に、データ収集において重要な技術である、論文からの「テキストマイニング」や重要な実験データを取捨選択する「データマイニング」といった技術について、AIP センターと連携し、これらのプロジェクトにおける成果を順次取り入れることにより効果的、効率的に技術を開発・発展させる。 	<p>材料情報の抽出に関するテキストマイニング技術の共同研究を推進している。 (平成 30 年度概算要求での進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度概算要求においては、引き続き取組を推進していくために必要な経費を計上。 <p>【ライフサイエンス分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度は、疾患予測システムや薬剤デザインシステムの開発を理研 AIP センターと連携して効果的・効率的に行うため、拠点を理研 AIP センターの隣接スペースに設置した。また、健康・医療関連データの蓄積・解析を進めるため、理研 AIP センターと共同でワーキンググループを設置し、議論を行うこととしている。 (平成 30 年度概算要求での進捗状況) ・平成 30 年度においても、引き続き、ワーキンググループで議論を行う。 <p>【防災分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム社会実装推進事業」の運営委員会に文部科学省地震・防災研究課長がオブザーバーとして参加しており、随時、連携方策について意見交換を実施。 (平成 30 年度概算要求での進捗状況) ・平成 30 年度においても、上記の取組を引き続き実施することを目指す。 	
------------------------	---	---	--